## 日本經產省公告制定電氣用品技術基準的省令解釋之部分修訂【譯】

令和 2 年 12 月 經濟產業省製品安全課

### 1. 修正的概要

為了要具體規範出符合「制定電氣用品技術基準的省令(2013年経済産業 省令第34号)」所定技術要件之內容,故制定了「制定電氣用品技術基準的省 令解釋(20130605商局第3号)」,在本解釋的別表第十二當中,規範了以國際 規格標準為主,整合的公定規格裡頭並整合了技術基準省令。

此次為了能迅速反映最新國際的技術動向,將針對已經採用的JIS最新版進 行審閱。

#### 2. 修正的內容

#### (1) 修正的方針

因為採用了已經整合國際規格 (IEC 規格) 的 JIS 等的規格及基準,為了更進 一步加強國際整合,故要修正現有的基準。

#### (2) 修正的規格的數量:8個規格

改正區分		
①將根據已採用 IEC 規格的 JIS,整合成更新版本	7	
②將未採用的 JIS, 重新採用	1	

(3) 因為已過寬限期而刪除的規格數量:24 個規格

### 3. 今後預定日程

修正·執行日期:2020年12月1日。從執行日開始起算3年內,可以自行選 擇要採用更新前的 JIS,或是要採用附錄中的新規格。

### 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について(通達)の一部改正について

令和2年12月 経済産業省製品安全課

#### 1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令(平成25年経済産業省令第34号。以下「技術 基準省令」という。)に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したもの として、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について(20130605商局第 3号)を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術 基準省令に整合する公的規格を整合規格として示している。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJISの最新版への見直し等を行う。

#### 2. 改正の内容

#### (1) 改正方針

国際規格(IEC規格)に準拠したJIS等の規格・基準を取り入れることで、より 一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正する。

#### (2) 改正する規格の数: 8規格

改正区分	基準数
① 採用済のIEC規格に準拠したJISを、より新しい版に置き	7
換えるもの	
②未採用のJISを、新たに採用するもの	1

(3) 猶予期間経過により削除する規格の数:24規格

#### 3. 今後のスケジュール

改正・施行: 令和2年12月1日。ただし、改正から3年間は、なお置き換える前のJIS 規格又は別紙によることができるものとする。

# 経済産業省

20201109保局第1号 令 和 2 年 1 2 月 1 日

経済産業省大臣官房技術総括·保安審議官 太田 雄彦

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正について

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について(20130605商 局第3号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正(整合規格の採用) 新旧対照表

○電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について(20130605商局第3号)【別表第十二関係】 (傍線部分は改正部分)

改	正	後	

別表第十二 国際規格等に準拠した基準

1·2 (略)

表1. 電気安全に関する基準

	基準		  - 備 考
基準番号	表題	本文※	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
J60065 (20 19) ~ J60227- 5 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
<u>J60227-</u> 7 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

別表第十二 国際規格等に準拠した基準

1 • 2 (略)

表1. 電気安全に関する基準

			1
	基準		備考
基準番号	表題	本文※	)/fil
J60065 (20 19) ~ J60227- 5 (H29)	(略)	(略)	(略)
<u>J60227-</u> <u>5 (H23)</u>	定格電圧450/75         0V以下の塩化ビニル         絶縁ケーブルー         第5部:可とうケーブル (コード)	JIS C 3662- 5:2009	IEC 60227-5 (1997), Amd. No. 1 (1997), Amd. No. 2 (2003) に対応 平成32年11月 30日まで有効
<u>J60227-</u> 7 (H29)	(略)	(略)	(略)
J60227- 7 (H23)	定格電圧 4 5 0 / 7 5 0 V 以下の塩化ビニル 絶縁ケーブルー 第 7 部: 遮へい付き又 は遮へいなしの 2 心以 上の多心可とうケーブ ル	JIS C 3662- 7:2010	IEC 60227-7 (1995), Amd.       No. 1 (2003) に対応       平成32年11月       30日まで有効

J60238 (H2 7) ~ J60245- 8 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60238 (H2 7) ~ J60245- 8 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60245- 8 (H23)	定格電圧450/75 0V以下のゴム絶縁ケ ーブルー 第8部:高可とう性コ ード	JIS C 3663- 8:2010	IEC 60245-8 (1998), Amd. No. 1 (2003) に 対応 平成32年11月 30日まで有効
J60269- 1 (H29) ~ J60335-2- 3 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60269- 1 (H29) ~ J60335-2- 3 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-</u> <u>3 (H20)</u>	家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性 — 第2-3部:電気アイ ロンの個別要求事項	JIS C 9335- 2-3:2004	IEC 60335-2- 3(2002)に対応 平成32年11月 30日まで有効
J60335-2- 4 (H30) ~ J60335-2- 9 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60335-2- 4 (H30) ~ J60335-2- 9 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-</u> <u>9 (H20)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第2-9部:可搬形ホブ、オーブン、トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項	JIS C 9335- 2-9:2004	IEC 60335-2- 9(2002)に対応 平成32年11月 30日まで有効
J60335-2- 10 (H20) ~ J60335-2- 11 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60335-2- 10 (H20) ~ J60335-2- 11 (H29)	(略)	(略)	(略)

(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(1916)	(1916)	(日はおい)	(11/1/1/)
J60335-2-	(略)	(略)	(略)
12 (H20)		(四百)	(#17)
$\sim$			
J60335-2-			
23 (H29)			
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
J60335-2-	( m/cz )	(m/z)	(m/z)
-	(略)	(略)	(略)
24 (H29)			
$\sim$			
J60335-2-			
26 (H28)			
<u>J60335-2-</u>	家庭用及びこれに類す	JIS C 9335-	<u>IEC 60335-2-</u>
27 (2020)	る電気機器の安全性一	<u>2-27:2020</u>	<u>27 (2009),</u>
	第2-27部:光線に		Amd. No. 1 (2012
	よる皮膚照射用装置の 個別要求事項		), Amd. No. 2
J60335-2-	<u>個別要求事項</u>   家庭用及びこれに類す	JIS C 9335-	(2015)に対応 IEC 60335-2-
27 (H20)	る電気機器の安全性ー	2-27:2005	27 (2003),
2. (1120)	第2-27部:紫外線	2 21 2000	Amd. No. 1
	及び赤外線による皮膚		(2004)に対応
	照射用装置の個別要求		令和5年11月30
	事項		日まで有効
<u>J60335-2-</u>	家庭用及びこれに類す	JIS C 9335-	<u>IEC 60335-2-</u>
<u>28 (2020)</u>	る電気機器の安全性-	<u>2-28:2019</u>	28 (2002),
	第2-28部:ミシン		Amd. No. 1 (2008
	の個別要求事項		)に対応

<u>J60335-2-</u> <u>11 (H20)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性と	JIS C 9335- 2-11:2004	IEC 60335-2- 11(2002)に対
	第2-11部:回転ドラム式電気乾燥機の個		<u>応</u> 平成32年11月
	別要求事項		30日まで有効
J60335-2-	(略)	(略)	(略)
12 (H20)			
~			
J60335-2-			
23 (H29)		TTC C 0005	TPO COOOF O
<u>J60335-2-</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-	<u>IEC 60335-2-</u>
23 (H20)	第2-23部:スキン	<u>2-23:2005</u>	<u>23 (2003) に対</u>   応
	ケア又はヘアケア用機		<u>~~</u> 平成32年11月
	器の個別要求事項		<del>1   0,02   11   1</del>   30 日まで有効
J60335-2-	(略)	(略)	(略)
24 (H29)	(40)	(#47)	(41)
$\sim$			
J60335-2-			
26 (H28)			
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(利取)	(79) (1)	(利取)	(利取)
J60335-2-	家庭用及びこれに類す	JIS C 9335-	IEC 60335-2-
27 (H20)	る電気機器の安全性-	2-27:2005	27 (2003),
	第2-27部:紫外線		Amd. No. 1
	及び赤外線による皮膚		(2004)に対応
	照射用装置の個別要求 事項		
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(/// 15/	(/// 18// /	(7)/19/	(A) IBA

J60335-2- 28 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第2-28部:ミシンの個別要求事項	JIS C 9335- 2-28:2004	IEC 60335-2- 28(2002)に対 応 令和5年11月30 日まで有効	J60335-2- 28 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第2-28部:ミシンの個別要求事項	JIS C 9335- 2-28:2004	IEC 60335-2- 28(2002)に対 応
J60335-2- 29 (2019) ~ J60335-2- 44 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60335-2- 29 (2019) ~ J60335-2- 44 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-</u> <u>44 (H20)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一第2-44部:電気アイロナの個別要求事項	JIS C 9335- 2-44:2006	IEC 60335-2- 44(2002)に対 広 平成32年11月 30日まで有効
J60335-2- 45 (H28) ~ J60335-2- 61 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60335-2- 45 (H28) ~ J60335-2- 61 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-</u> <u>61 (H20)</u>	家庭用及びこれに類す <u>る電気機器の安全性</u> 第2-61部:蓄熱形 ルームヒータの個別要 求事項	JIS C 9335- 2-61:2006	IEC 60335-2-61 (2002) に対       応       平成32年11月30日まで有効
J60335-2- 64 (2020) ~ J60335-2- 106 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60335-2- 64 (2020) ~ J60335-2- 106 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-</u> <u>J1 (H14)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全パート2:電気カーペット等の床敷物類の個別要求事項(3版対応のパート1を併用する)	別紙103	<u>平成32年11月</u> <u>30日まで有効</u>

J60335-2- J2 (H23) ~ J60335-2- J7 (H21)	(略)	(略)	(略)	J60335-2- J2 (H23) ~ J60335-2- J7 (H21)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2- J8 (H14)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート2:電子冷蔵庫の個別要求事項(3版対応のパート1を併用する)	別紙109	平成32年11月 30日まで有効
J60335-2- J9 (H30) ~ J60598- 1 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60335-2- J9 (H30) ~ J60598- 1 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60598-</u> <u>1 (H26)</u>	照明器具 <u></u> 第1部:安全性要求事項 通則	JIS C 8105- 1:2010+追補1 (2013)	IEC 60598-1 (2008)に対応 平成32年11月 30日まで有効
J60598-2- 1 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60598-2- 1 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60598-2-</u> <u>1 (H23)</u>	照明器具 <u></u> 第2-1部:定着灯器 具に関する安全性要求 事項	JIS C 8105- 2-1:1999+追 補1(2010)	IEC 60598-2- 1(1979), Amd. No.1(1987)に 対応 平成32年11月 30日まで有効
J60598-2- 2 (H27) ~ J60598-2- 4 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60598-2- 2 (H27) ~ J60598-2- 4 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60598-2-</u> <u>4 (H23)</u>	照明器具 <u></u> 第2-4部:一般用移 動灯器具に関する安全	JIS C 8105- 2-4:2003+追 補1(2010)	IEC 60598-2- 4(1997)に対応 平成32年11月

J60598-2- 5 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
J60598-2- 7 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
J60335-2- 8 (H27) ~ J60598-2- 9 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
J60598-2- 11 (H26) ~ J60598-2-	(略)	(略)	(略)
17 (H29) (削除)	(削除)	(削除)	(削除)

	W. 垂 医表表		00 11 12 12 14
	性要求事項		30日まで有効
J60598-2- 5 (H29)	(略)	(略)	(略)
J60598-2- 6 (H25)	照明器具一 第2-6部:変圧器内 蔵白熱灯器具に関する 安全性要求事項	JIS C 8105- 2-6:2011	IEC 60598-2- 6(1994)+Amd. No. 1(1996) 平成32年11月 30日まで有効
J60598-2- 7 (H29)	(略)	(略)	(略)
<u>J60598-2-</u> <u>7 (H25)</u>	照明器具 <u></u> 第2-7部:可搬形庭園 灯器具に関する安全性 要求事項	JIS C 8105- 2-7:2011	IEC 60598-2- 7(1982), Amd. No. 1 (1987), Amd. No. 2 (1994 )に対応 平成32年11月 30日まで有効
J60335-2- 8 (H27) ~ J60598-2- 9 (H29)	(略)	(略)	(略)
<u>J60598-2-</u> <u>9 (H25)</u>	照明器具 <u></u> 第2-9部 写真及び 映画撮影用照明器具に 関する安全性要求事項 (アマチュア用)	JIS C 8105- 2-9:2011	IEC 60598-2- 9(1987), Amd. No. 1(1993) に 対応 平成32年11月 30日まで有効
J60598-2- 11 (H26) ~ J60598-2-	(略)	(略)	(略)
17 (H29)			
J60598-2- 17 (H25)	照明器具 <u></u> 第2-17部:舞台照 明,テレビ,映画及び写	JIS C 8105- 2-17:2011	<u>IEC 60598-2-</u> <u>17 (1984),</u> <u>Amd. No. 1 (1987</u>

J60598-2- 19 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
J60598-2- 20 (H30) ~ J60745-2- 1 (H22)	(略)	(略)	(略)
J60745-2- 2 (H22)	手持ち形電動工具 - 安 全性 - 第2 - 2部:電動スク リュドライバ及びイン パクトレンチの個別要 求事項	JIS C 9745- 2-2:2009	IEC 60745-2- 2(2003)に対応 令和5年11月30 日まで有効
J60745-2- 3 (H22)	(略)	(略)	(略)
J60745-2- 4 (H22)	手持ち形電動工具 - 安全性 - 第2 - 4部:ディスクタイプ以外のサンダ及びポリッシャの個別要求事項	JIS C 9745- 2-4:2009	IEC 60745-2- 4(2002)に対応 令和5年11月30 日まで有効
J60745−2− 5 (H22) ~	(略)	(略)	(略)

J60598-2-	真スタジオ用の照明器 具に関する安全性要求 事項 (略)	(略)	), Amd. No. 2 (1990) に対応 平成32年11月 30日まで有効 (略)
19 (H29)			(中台)
<u>J60598-2-</u> <u>19 (H23)</u>	照明器具 <u></u> 第2-19部:空調照 明器具に関する安全性 要求事項	JIS C 8105- 2-19:2010	IEC 60598-2- 19(1981), Amd. No. 1 (1987), Amd. No. 2(1997) に 対応 平成32年11月 30日まで有効
J60598-2- 20 (H30) ~ J60745-2- 1 (H22)	(略)	(略)	(略)
J60745-2- 2 (H22)	手持ち形電動工具 - 安全性 - 第2 - 2部:電動スクリュドライバ及びインパクトレンチの個別要求事項	JIS C 9745- 2-2:2009	IEC 60745-2- 2(2003)に対応
J60745-2- 3 (H22)	(略)	(略)	(略)
J60745-2- 4 (H22)	手持ち形電動工具-安 全性- 第2-4部:ディスク タイプ以外のサンダ及 びポリッシャの個別要 求事項	JIS C 9745- 2-4:2009	IEC 60745-2- 4(2002)に対応
J60745-2- 5 (H22) ~	(略)	(略)	(略)

J60968 (H2			
9)			
<u>J60974-</u> <u>1 (2020)</u>	アーク溶接装置- 第1部:アーク溶接電	JIS C 9300- 1:2020	IEC 60974-1 (2017)に対応
J60974- 1 (H22)	<u>源</u> アーク溶接装置 – 第1部:アーク溶接電 源	JIS C 9300- 1:2006+追 補:2008	IEC 60974-1 (2005) に対応 令和5年11月30
<u>J60974-</u> <u>3 (2020)</u>	アーク溶接装置 – 第3部:アーク起動及 びアーク安定化装置	JIS C 9300- 3:2020	日まで有効 <u>IEC 60974-3</u> (2019) に対応
J60974- 3 (H22)	アーク溶接装置- 第3部:アーク起動及 びアーク安定化装置	JIS C 9300- 3:2007	IEC 60974-3 (2003)に対応 令和5年11月30 日まで有効
J60974− 5 (H25) ~	(略)	(略)	(略)
J60974- 7 (H29)			
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
J60974- 10 (2019) ~ J62619 (20	(略)	(略)	(略)
19) <u>J62841-</u> <u>1 (2020)</u>	手持形電動工具、可搬 形電動工具並びに芝生 用及び庭園用電動機械 の安全性 –	JIS C 62841- 1:2020	IEC 62841-1 (2014)
<u>J62841-2-</u> <u>2 (2020)</u>	第1部:通則 手持形電動工具、可搬 形電動工具並びに芝生	JIS C 62841- 2-2:2020	<u>IEC 62841-2-</u> 2 (2014)

TC00C0 (IIO		1	1
J60968 (H2			
9)			
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60974-	アーク溶接装置-	JIS C 9300-	IEC 60974-1
		· ·	
1 (H22)	第1部:アーク溶接電	1:2006+追	(2005)に対応
	源	補:2008	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(1/11)	(19) (12)	(1/111)	(1/11)
J60974-	アーク溶接装置-	JIS C 9300-	IEC 60974-3
3 (H22)	第3部:アーク起動及	3:2007	(2003)に対応
, ,	びアーク安定化装置		, , , , , , , =
TC0074	(m/z \	(略)	/m&\
J60974-	(略)	(哈)	(略)
5 (H25)			
$\sim$			
J60974-			
7 (H29)			
J60974-	アーク溶接装置-	JIS C 9300-	IEC 60974-7
	クーク 俗は衣具   一		
7 (H22)	第7部:トーチ	<u>7:2007</u>	(2005)に対応
			平成32年11月
			30日まで有効
J60974-	(略)	(略)	(略)
10 (2019)		(·····································	V. H./
10 (2013)			
TCOC10 (CO			
J62619 (20			
19)			
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
		, , , ,	
			41
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	_			
J62841-2-	用及び庭園用電動機械 の安全性- 第2-2部:手持形電 気スクリュードライバ 及びインパクトレンチ の個別要求事項手持形電動工具、可搬	JIS C 62841-	IEC 62841-2-	(新設)
4(2020)	形電動工具並びに芝生 用及び庭園用電動機械 の安全性一 第2-4部:ディスク 形以外のサンダおよび ポリッシャの個別要求 事項	2-4:2020	4(2014)	
J71001 (20 19) ~ J76001- 2 (2020)	(略)	(略)	(略)	J71001 (2 19) ~ J76001- 2 (2020)
<u>J77001 (20</u> 20)	<u>小形交流電動機の安全</u> 性	JIS C 4220: 2020		(新設)
J8528- 8 (H16)	在復動内燃機関駆動に よる交流発電装置パー ト8:低出力発電装置 に対する要求事項及び 試験	別紙199	International Standard Organization 規格(以下 「ISO」とい う。) <u>8528-</u> 8(1995)に対応 令和5年9月30 日まで有効	J8528- 8 (H16)
J8528- 13 (2020)	(略)	(略)	(略)	J8528- 13 (2020)
NOV 1. 1. ELECTOR A		[H [4 ] - 24 H - 2]	1. 🛩	Nez L. Lattela

<sup>※</sup>本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

		I	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J71001 (20 19) ~ J76001- 2 (2020)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J8528- 8 (H16)	往復動内燃機関駆動に よる交流発電装置パー ト8:低出力発電装置 に対する要求事項及び 試験	別紙199	International Standard Organization 規格(以下「ISO」という。) 528-8 (1995) に対応令和5年9月30日まで有効
J8528- 13 (2020)		(略)	(略)

<sup>※</sup>本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

表2. 雑音の強さに関する基準

	基準		- 備 考
基準番号	表題	本文※	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
<u>J55011 (H2</u> 7)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
<u>J55014−</u> <u>1 (H27)</u> <u>~</u> <u>J55015 (H2</u> 9)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
<u>J55032 (H2</u> <u>9)</u>	(略)	(略)	(略)

表2. 雑音の強さに関する基準

	32. Q. , 3 <u>a a </u>		,
基準			備考
基準番号	表題	本文※	IJĦ <del>✓¬</del>
<u>J55001 (H2</u> <u>7)</u>	雑音の強さの規定	別紙200 (H27)	平成32年11月 30日まで有効
<u>J55011 (H2</u> <u>7)</u>	(略)	(略)	(略)
<u>J55013 (H2</u> <u>2)</u>	音声及びテレビジョン 放送受信機並びに関連 機器の無線妨害波特性 の許容値及び測定法	別紙201	CISPR 13(2001 :4th), Amd. No. 1 (2003), Amd. No. 2 (2006 ) に対応 平成32年11月 30日まで有効
<u>J55014−</u> <u>1 (H27)</u> <u>~</u> <u>J55015 (H2</u> <u>9)</u>	(略)	(略)	(略)
J55015 (H2 0)	電気照明及び類似機器 の無線妨害波特性の許 容値及び測定法	別紙202の2	CISPR 15 (2000       :6th:3rd),       Amd. No. 1 (200       1), Amd. No. 2       (2002) に対応       平成32年11月       30日まで有効
<u>J55022 (H2</u> <u>2)</u>	情報技術装置からの妨害波の許容値及び測定 法	別紙203	CISPR 22(2005 :5th), Amd. No.1(2005), Amd. No.2(2006 )に対応 平成32年11月 30日まで有効
<u>J55032 (H2</u> 9)	(略)	(略)	(略)

※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。 なお、次の表の左欄に掲げる電気用品であって、上記の表 2 に示す基準 (J55001は除く。)が適用されないものは、表の右欄に掲げる基準に適合しな ければならない。	※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。 なお、次の表の左欄に掲げる電気用品であって、上記の表2に示す基準 (J55001は除く。)が適用されないものは、表の右欄に掲げる基準に適合しな ければならない。
表 (略)	表(略)
表 3 ~表 5 (略)	表3~表5 (略)

# 別表第十二 国際規格等に準拠した基準

- 1 別表第十二の技術基準は、次の表 1、2、3、4及び5に掲げる基準とし、それ ぞれ該当する基準を適用するものとする。
- 2 基準中で、本文の別紙が国際規格を引用する場合又は本文の日本産業規格(以下「JIS」という。)が International Special Committee on Radio Interference 規格(以下「CISPR」という。)を引用する場合であって、表1及び2の中に当該国際規格に対応する基準がある場合にはこれを適用するものとする。

#### 表1. 電気安全に関する基準

(網掛け部分(水色)は改正部分) (網掛け部分(灰色)は削除部分)

基			/# ±
基準番号	表題	本文※	備考
J60065(2019)	オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器ー安全性要求事項	JIS C 6065:2016十追補	International Electrotechnical Comm
	(追補1)	1(2019)	ission 規格(以下「IEC」という。)
			60065(2014)Corrigendum1/2 に対応
J60127-1(H28)	ミニチュアヒューズー	JIS C 6575-1:2009+追	IEC 60127-1(2006), Amendment(以
	第1部:ミニチュアヒューズに関する用語及びミニチュアヒュー	補 1 (2013)+追補	下「Amd. 」という。) No.1(2011),
	ズリンクに対する通則	2(2016)	Amd.No.2(2015)に対応
J60127-2(H28)	ミニチュアヒューズー	JIS C 6575-2:2016	IEC 60127-2(2014)に対応
	第2部:管形ヒューズリンク		
J60127-3(H28)	ミニチュアヒューズー	JIS C 6575-3:2016	IEC 60127-3(2015)に対応
	第3部:サブミニチュアヒューズリンク		
J60127-4(H28)	ミニチュアヒューズー	JIS C 6575-4:2009+追	IEC 60127-4(2005), Amd.No.1(2008),
	第4部:UMヒューズリンク(UMF)並びにその他の端子挿入	補 1 (2016)	Amd.No.2(2012)に対応
	形及び表面実装形ヒューズリンク		
J60127-7(H28)	ミニチュアヒューズー	JIS C 6575-7:2016	IEC 60127-7(2015)に対応
	第7部:特殊用途ミニチュアヒューズリンク		
J60227-1(H23)	定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブルー	JIS C 3662-1:2009	IEC 60227-1(2007)に対応
	第1部:通則		
J60227-2(H23)	定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブルー	JIS C 3662-2:2009	IEC 60227-2(1997), Amd.No.1(2003)
	第2部:試験方法		に対応
J60227-3(H20)	定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブルー	JIS C 3662-3:2003	IEC 60227-3(1993), Amd.No.1(1997)
	第3部:固定配線用シースなしケーブル		に対応
J60227-4(H20)	定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブルー	JIS C 3662-4:2003	IEC 60227-4(1992), Amd.No.1(1997)
	第4部:固定配線用シース付きケーブル		に対応
J60227-5(H29)	定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブルー	JIS C 3662-5:2017	IEC 60227-5(2011)に対応
	第5部:可とうケーブル(コード)		
J60227-5(H23)	定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブルー	JIS C 3662-5:2009	IEC 60227-5(1997), Amd.No.1(1997),
	第5部:可とうケーブル(コード)		Amd.No.2(2003)に対応
			平成 32 年 11 月 30 日まで有効
J60227-7(H29)	定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブルー	JIS C 3662-7:2010+追	IEC 60227-7(1995), Amd.No.1(2003),
	第7部:遮へい付き又は遮へいなしの2心以上の多心可とうケ	補 1 (2017)	Amd.No.2(2011)に対応
	ーブル		
J60227-7(H23)	定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブルー	JIS C 3662-7:2010	IEC 60227-7(1995), Amd.No.1(2003)
	第7部:遮へい付き又は遮へいなしの2心以上の多心可とうケ		に対応
	ーブル		平成 32 年 11 月 30 日まで有効
J60238(H27)	ねじ込みランプソケット	JIS C 8280:2011+追補 1	IEC 60238(2004), Amd.No.1(2008),
		(2014)	Amd.No.2(2011)に対応
J60245-1(H23)	定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブルー	JIS C 3663-1:2010	

	第1部:通則		IEC 60245-1(2003), Amd.No.1(2007) に対応
J60245-2(H20)	定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブルー 第2部:試験方法	JIS C 3663-2:2003	IEC 60245-2(1994), Amd.No.1(1997), Amd.No.2(1997)に対応
J60245-3(H20)	定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブルー 第3部:耐熱シリコンゴム絶縁ケーブル	JIS C 3663-3:2003	IEC 60245-3(1994), Amd.No.1(1997) に対応
J60245-4(H21)	定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブルー 第4部:コード及び可とうケーブル	JIS C 3663-4:2007	IEC 60245-4(1994), Amd.No.1(1997), Amd.No.2(2003)に対応
J60245-6(H21)	定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブルー 第6部:アーク溶接電極ケーブル	JIS C 3663-6:2007	IEC 60245-6(1994), Amd.No.1(1997), Amd.No.2(2003)に対応
J60245-7(H20)	定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブルー 第7部:耐熱性エチレンビニルアセテートゴム絶縁ケーブル	JIS C 3663-7:2001	IEC 60245-7(1994), Amd.No.1(1997) に対応
J60245-8(H29)	定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブルー 第8部:高可とう性コード	JIS C 3663-8:2010+追 補 1 (2017)	IEC 60245-8(1998), Amd.No.1(2003), Amd.No.2(2011)に対応
J60245-8(H23)	定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブルー 第8部:高可とう性コード	JIS C 3663-8:2010	IEC 60245-8(1998), Amd.No.1(2003) に対応 平成 32 年 11 月 30 日まで有効
J60269-1(H29)	低電圧ヒューズー 第1部:通則	JIS C 8269-1:2016	IEC 60269-1(2006), Amd.No.1(2009), Amd.No.2(2014)に対応
J60269-2(H29)	低電圧ヒューズー 第2部:専門家用ヒューズの追加要求事項(主として工業用ヒューズ) - 標準化されたヒューズシステムA~K	JIS C 8269-2:2016	IEC 60269-2(2013)に対応
J60309-1(2019)	工業用プラグ、コンセント及びカプラ	JIS C 8285:2018	IEC 60309-1(1999), Amd.No.1(2005), Amd.No.2(2012)に 対応
J60309-1(H23)	工業用プラグ、コンセント及びカプラ	JIS C 8285:2010	IEC 60309-1(1999), Amd.No.1(2005) に対応 令和 4 年 7 月 31 日まで有効
J60320-1(2019)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー 第1部:一般要求事項	JIS C 8283-1:2019	IEC 60320-1(2015)に対応
J60320-1(H26)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー 第1部:一般要求事項	JIS C 8283-1:2012	IEC 60320-1(2001), Amd.No.1(2007) に対応
J60320-2-1(H21)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー 第2-1部:ミシン用カプラ	JIS C 8283-2-1:2008	IEC 60320-2-1(2000)に対応
J60320-2-2(H21)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー 第2-2部:家庭用及び類似の機器用相互接続カプラ	JIS C 8283-2-2:2008	IEC 60320-2-2(1998)に対応 令和4年7月31日まで有効
J60320-2-3(H21)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー 第2-3部:IPX1以上の保護等級をもつ機器用カプラ	JIS C 8283-2-3:2008	IEC 60320-2-3(1998), Amd.No.1 (2004)に対応
J60320-2-4(H26)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー 第2-4部:機器の質量によってかん(嵌)合するカプラ	JIS C 8283-2-4:2012	IEC 60320-2-4(2005), Amd.No.1 (2009)に対応
J60320-2-J1(H21)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー 第2-101部:電熱機器用カプラ	JIS C 8283-2-101:2008	
J60335-1(3 版-H14)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート1:一般要求事項(以下「3版対応のパート1」という。)	別紙 28	IEC 60335-1(1991), Amd.No.1(1994), Amd.No.2(1999)に対応
J60335-1(4 版-H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第1部:一般要求事項	JIS C 9335-1:2003	IEC 60335-1(2001)に対応
J60335-1(H27)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第1部:通則	JIS C 9335-1:2014	IEC 60335-1(2010)に対応
J60335-2-2(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第2-2部:真空掃除機及び吸水式掃除機の個別要求事項	JIS C 9335-2-2:2004	IEC 60335-2-2(2002)に対応
J60335-2-3(H29)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第2-3部:電気アイロンの個別要求事項	JIS C 9335-2-3:2017	IEC60335-2-3(2012), Amd.No.1 (2015)に対応

J60335-2-3(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー	JIS C 9335-2-3:2004	IEC 60335-2-3(2002)に対応
	第2-3部:電気アイロンの個別要求事項		平成 32 年 11 月 30 日まで有効
J60335-2-4(H30)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー	JIS C 9335-2-4:2017	IEC 60335-2-4(2008), Amd.No.1
	第2-4部:電気脱水機の個別要求事項		(2012)に対応
J60335-2-4(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-4:2004	IEC 60335-2-4(2002)に対応
	第2-4部:電気脱水機の個別要求事項		平成 33 年 7 月 19 日まで有効
J60335-2-5(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー	JIS C 9335-2-5:2004	IEC 60335-2-5(2002)に対応
	第2-5部:電気食器洗機の個別要求事項		, , , , , , , ,
J60335-2-6(2020)	家庭用及びこれに類する雷気機器の安全性ー	JIS C 9335-2-6:2019	IEC 60335-2-6(2014)に対応
,	第2-6部:据置形クッキングレンジ、ホブ、オーブン及びこれ		
	らに類する機器の個別要求事項		
J60335-2-6(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-6:2004	IEC 60335-2-6(2002)に対応
200000 2 0(1120)	第2-6部:据置形ホブ、オーブン、クッキングレンジ及びこれ	0.0 0 0000 2 0.2001	令和 5 年 9 月 30 日まで有効
	らに類する機器の個別要求事項		13410 1 0 71 00 1100 € 1775
J60335-2-7(H30)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-7:2017	IEC 60335-2-7(2008), Amd.No.1
7(100)	第2-7部:電気洗濯機の個別要求事項	0.0 0 0000 2 7.2017	(2011), Amd.No.2(2016)(二対応
J60335-2-7(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー	JIS C 9335-2-7:2004	IEC 60335-2-7(2002)に対応
000333 Z 7(FIZO)	第2-7部:電気洗濯機の個別要求事項	013 0 9333 2 7.2004	平成 31 年 5 月 24 日まで有効。た
	第2一7即. 电双ル准版の回加安小事項		デル 31 年 3 月 24 日よ C有効。/こ だし JISC9335-2-7:2017 20.107 項
			に適合している構造である場合は、
			平成33年5月24日まで有効とす
			一人の35年3月24日まで有効と9一名。
J60335-2-8(H29)		JIS C 9335-2-8:2017	る。   IEC 60335-2-8(2012)に対応
J00335-Z-8(HZ9)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-8:2017	IEC 60335-2-8(2012)(_xy)(5
100005 0 0/1100)	第2-8部:電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項	UC 0 000E 0 0 0017	150 00005 0 0(0000) A IN 1
J60335-2-9(H29)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-9:2017	IEC 60335-2-9(2008), Amd.No.1
	第2-9部:可搬形ホブ、オーブン、トースタ及びこれらに類す		(2012), Amd.No.2(2016)に対応
100005 0 0(1100)	る機器の個別要求事項	WO O 0005 O 00004	150 00005 0 0/0000V=±15±
J60335-2-9(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-9:2004	IEC 60335-2-9(2002)に対応
	第2-9部:可搬形ホブ、オーブン、トースタ及びこれらに類す		平成 32 年 11 月 30 日まで有効
100005 0 40(1100)	る機器の個別要求事項	WO O 000F 0 40 0004	*FO 0000F 0 40/0000\\=±4F±
J60335-2-10(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-10:2004	IEC 60335-2-10(2002)に対応
	第2-10部:床処理機及び湿式洗いブラシ機の個別要求事		
100005 0 44(1100)	項	WO O 0005 0 44 0047	*F0 00005 0 44(0000) A 4N4 4
J60335-2-11(H29)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-11:2017	IEC 60335-2-11(2008), Amd.No.1
	第2-11部:回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項		(2012), Amd.No.2(2015)に対応
J60335-2-11(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-11:2004	IEC 60335-2-11(2002)に対応
	第2-11部:回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項		平成 32 年 11 月 30 日まで有効
J60335-2-12(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-12:2005	IEC 60335-2-12(2002)に対応
	第2-12部:ウォームプレート及びこれに類する機器の個別		
	要求事項		
J60335-2-13(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-13:2006	IEC 60335-2-13(2002)に対応
	第2-13部:深めのフライなべ、フライパン及びこれに類する		
	機器の個別要求事項		
J60335-2-14(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-14:2005	IEC 60335-2-14(2002)に対応
	第2-14部:ちゅう房機器の個別要求事項		
J60335-2-15(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-15:2004	IEC 60335-2-15(2002)に対応
	第2-15部:液体加熱機器の個別要求事項		
J60335-2-16(H27)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー	JIS C 9335-2-16:2015	IEC 60335-2-16(2002), Amd.No.1
	第2-16部:食品くずディスポーザの個別要求事項		(2008), Amd.No.2(2011)に対応
J60335-2-17(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー	JIS C 9335-2-17:2005	IEC 60335-2-17(2002)に対応
	第2-17部:毛布、パッド及びこれに類する可とう電熱機器の		
	個別要求事項		
J60335-2-21(2019)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-21:2019	IEC 60335-2-21(2012)に対応
	第2-21部: 貯湯式電気温水器の個別要求事項		
J60335-2-21(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-21:2005	IEC 60335-2-21(2002)に対応
	第2-21部: 貯湯式電気温水器の個別要求事項	1	令和4年7月31日まで有効

J60335-2-23(H29)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー	JIS C 9335-2-23:2017	IEC 60335-2-23(2016)に対応
J00335-Z-Z3(HZ9)	第2-23部:スキンケア又はヘアケア用機器の個別要求事	JIS C 9555-2-25:2017	IEC 00333-2-23(2010)(二知此
	第2-25郎、ヘインケナスはペナケナ		
J60335-2-23(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-23:2005	IEC 60335-2-23(2003)に対応
000000 2 20(1120)	第2-23部:スキンケア又はヘアケア用機器の個別要求事	010 0 3000 2 20.2000	平成 32 年 11 月 30 日まで有効
	項		172 02 1 11 71 00 11 00 11 00 11
J60335-2-24(H29)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-24:2017	IEC 60335-2-24(2010), Amd.No.1
	第2-24部: 冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の		(2012)に対応
	個別要求事項		(== 15), = 7 3.5
J60335-2-25(2019)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-25:2019	IEC 60335-2-25(2010), Amd.No.1
	第2-25部:電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求		(2014), Amd.No.2(2015)に対応
	事項		
J60335-2-25(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-25:2003	IEC 60335-2-25(2002)に対応
	第2-25部:電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求		令和4年7月31日まで有効
	事項		
J60335-2-26(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-26:2016	IEC60335-2-26(2002), Amd.No.1
	第2-26部:クロックの個別要求事項		(2008)に対応
J60335-2-27(2020)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー	JIS C 9335-2-27:2020	IEC 60335-2-27(2009), Amd.No.1
	第2-27部:光線による皮膚照射用装置の個別要求事項		(2012), Amd.No.2(2015)に対応
J60335-2-27(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-27:2005	IEC 60335-2-27(2003), Amd.No.1
	第2-27部:紫外線及び赤外線による皮膚照射用装置の個		(2004)に対応
	別要求事項		令和5年11月30日まで有効
J60335-2-28(2020)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-28:2019	IEC 60335-2-28(2002), Amd.No.1
	第2-28部:ミシンの個別要求事項		(2008)に対応
J60335-2-28(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-28:2004	IEC 60335-2-28(2002)に対応
100005 0 00(0010)	第2-28部:ミシンの個別要求事項	WO O 0005 0 00 0040	令和 5 年 11 月 30 日まで有効
J60335-2-29(2019)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-29:2019	IEC 60335-2-29(2016)に対応
160225 0 00/1107)	第2-29部:バッテリチャージャの個別要求事項	UC O 0225 0 20-2015	IFO 6022F 2 20/2002\ A
J60335-2-29(H27)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第2-29部: バッテリチャージャの個別要求事項	JIS C 9335-2-29:2015	IEC 60335-2-29(2002), Amd.No.1
	第2-29時、バグナリテヤーンヤの個別安水争項		(2004), Amd.No.2(2009)に対応 令和 4 年 10 月 31 日まで有効
J60335-2-30(H29)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-30:2017	IEC 60335-2-30(2009)に対応
000000 2 00(1120)	第2-30部:ルームヒータの個別要求事項	010 0 3000 2 00.2017	120 00000 2 00(2003)(2)41/6
J60335-2-31(2019)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-31:2019	IEC 60335-2-31(2012), Amd.No.1
000000 2 01(2010)	第2-31部:レンジフード及びその他の調理煙換気装置の個	0.0 0 0000 2 01.2010	(2016)に対応
	別要求事項		(2010), 5/1/2
J60335-2-31(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-31:2005	IEC 60335-2-31(2002)に対応
	第2-31部:レンジフードの個別要求事項		令和4年7月31日まで有効
J60335-2-32(H30)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-32:2018	IEC 60335-2-32(2002), Amd.No.1
	第2-32部:マッサージ器の個別要求事項		(2008), Amd.No.2(2013)に対応
J60335-2-32(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-32:2005	IEC 60335-2-32(2002)に対応
	第2-32部:マッサージ器の個別要求事項		平成 33 年 7 月 19 日まで有効
J60335-2-34(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-34:2004	IEC 60335-2-34(2002)に対応
	第2-34部:電動圧縮機の個別要求事項		
J60335-2-35(2019)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-35:2019	IEC 60335-2-35(2012), Amd.No.1
	第2-35部:瞬間湯沸器の個別要求事項		(2016)に対応
J60335-2-35(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー	JIS C 9335-2-35:2005	IEC 60335-2-35(2002)に対応
	第2-35部:瞬間湯沸器の個別要求事項		令和4年7月31日まで有効
J60335-2-36(2020)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-36:2019	IEC 60335-2-36(2017)に対応
	第2-36部:業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ		
	部の個別要求事項		
J60335-2-36(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-36:2016	IEC 60335-2-36(2002), Amd.No.1
	第2-36部:業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ		(2004), Amd.No.2(2008)に対応
J60335-2-37(2020)	部の個別要求事項 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-37:2019	令和5年9月30日まで有効 IEC 60335-2-37(2017)に対応

J60335-2-37(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-37:2016	IEC 60335-2-37(2002), Amd.No.1
	第2-37部:業務用フライヤの個別要求事項		(2008), Amd.No.2(2011)に対応
			令和5年9月30日まで有効
J60335-2-38(2020)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-38:2019	IEC 60335-2-38(2002), Amd.No.1
	第2-38部:業務用電気グリドル及びグリドルグリルの個別		(2008), Amd.No.2(2017)に対応
	要求事項		
J60335-2-38(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-38:2016	IEC 60335-2-38(2002), Amd.No.1
	第2-38部:業務用電気グリドル及びグリドルグリルの個別		(2008)に対応
	要求事項		令和5年9月30日まで有効
J60335-2-39(2020)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-39:2019	IEC 60335-2-39(2012), Amd.No.1
	第2-39部:業務用多目的調理鍋の個別要求事項		(2017)に対応
J60335-2-39(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-39:2016	IEC 60335-2-39(2012)に対応
	第2-39部:業務用多目的調理鍋の個別要求事項		令和5年9月30日まで有効
J60335-2-40(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー	JIS C 9335-2-40:2004	IEC 60335-2-40(2002)に対応
	第2-40部:エアコンディショナ及び除湿機の個別要求事項		
J60335-2-41(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー	JIS C 9335-2-41:2015	IEC 60335-2-41(2012)に対応
	第2-41部:ポンプの個別要求事項		
J60335-2-42(2020)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-42:2019	IEC 60335-2-42(2002), Amd.No.1
	第2-42部:業務用コンベクションオーブン、蒸し器及びスチ		(2008), Amd.No.2(2017)に対応
	ームコンベクションオーブンの個別要求事項		
J60335-2-42(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-42:2016	IEC 60335-2-42(2002), Amd.No.1
	第2-42部:業務用コンベクションオーブン、蒸し器及びスチ		(2008)に対応
	ームコンベクションオーブンの個別要求事項		令和5年9月30日まで有効
J60335-2-43(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-43:2005	IEC 60335-2-43(2002)に対応
	第2-43部:衣類乾燥機及びタオルレールの個別要求事項		
J60335-2-44(H29)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-44:2017	IEC 60335-2-44(2002), Amd.No.1
	第2-44部:電気アイロナの個別要求事項		(2008), Amd.No.2(2011)に対応
J60335-2-44(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-44:2006	IEC 60335-2-44(2002)に対応
	第2-44部:電気アイロナの個別要求事項		平成 32 年 11 月 30 日まで有効
J60335-2-45(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-45:2016	IEC 60335-2-45(2002), Amd.No.1
	第2-45部:可搬形加熱工具及びこれに類する機器の個別		(2008), Amd.No.2(2011)に対応
	要求事項		
J60335-2-47(2020)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-47:2019	IEC 60335-2-47(2002), Amd.No.1
	第2-47部:業務用電気煮炊き鍋の個別要求事項		(2008), Amd.No.2(2017)に対応
J60335-2-47(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー	JIS C 9335-2-47:2016	IEC 60335-2-47(2002), Amd.No.1
	第2-47部:業務用電気煮炊き鍋の個別要求事項		(2008)に対応
			令和5年9月30日まで有効
J60335-2-48(2020)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-48:2019	IEC 60335-2-48(2002), Amd.No.1
	第2-48部:業務用グリル及びトースタの個別要求事項		(2008), Amd.No.2(2017)
			に対応
J60335-2-48(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-48:2016	IEC 60335-2-48(2002), Amd.No.1
	第2-48部:業務用グリル及びトースタの個別要求事項		(2008)に対応
			令和5年9月30日まで有効
J60335-2-49(2020)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-49:2019	IEC 60335-2-49(2002), Amd.No.1
	第2-49部:食品及び容器類用保温式業務用電気機器の個		(2008), Amd.No.2(2017)に対応
	別要求事項		
J60335-2-49(H27)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー	JIS C 9335-2-49:2015	IEC 60335-2-49(2002), Amd.No.1
	第2-49部:食品及び容器類用保温式業務用電気機器の個		(2008)に対応
	別要求事項		令和5年9月30日まで有効
J60335-2-50(2020)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-50:2019	IEC 60335-2-50(2002), Amd.No.1
	第2-50部:業務用湯せん器の個別要求事項		(2007), Amd.No.2(2017)に対応
J60335-2-50(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-50:2016	IEC 60335-2-50(2002), Amd.No.1
	第2-50部:業務用湯せん器の個別要求事項		(2007)に対応
			令和5年9月30日まで有効
J60335-2-51(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-51:2015	IEC 60335-2-51(2002), Amd.No.1
	第2-51部:給湯及び給水設備用据置形循環ポンプの個別		(2008), Amd.No.2(2011)に対応
	要求事項		

J60335-2-52(H29)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-52:2017	IEC 60335-2-52(2002), Amd.No.1
	第2-52部:口こう(腔)衛生機器の個別要求事項		(2008)に対応
J60335-2-53(H27)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第2-53部:サウナ用電熱装置及び赤外線キャビンの個別	JIS C 9335-2-53:2015	IEC 60335-2-53(2011)に対応
	要求事項		
160335-2-54(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-54:2005	IEC 60335-2-54(2002), Amd.No.1
	第2-54部:液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事		(2004)に対応
	項		
J60335-2-55(H29)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー	JIS C 9335-2-55:2017	IEC 60335-2-55(2002), Amd.No.1
	第2-55部:水槽用及び庭池用電気機器の個別要求事項		(2008)に対応
160335-2-56(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー	JIS C 9335-2-56:2005	IEC 60335-2-56(2002)に対応
	第2-56部:プロジェクタ及びこれに類する機器の個別要求		
	事項		
160335-2-58(2020)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー	JIS C 9335-2-58:2019	IEC 60335-2-58(2017)に対応
	第2-58部:業務用食器洗浄機の個別要求事項		
60335-2-58(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-58:2016	IEC 60335-2-58(2002), Amd.No.1
	第2-58部:業務用食器洗浄機の個別要求事項		(2008), Amd.No.2(2015)に対応
			令和5年9月30日まで有効
160335-2-59(H27)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-59:2015	IEC 60335-2-59(2002), Amd.No.1
00000 2 00(1127)	第2-59部: 電撃殺虫器の個別要求事項	0.0 0 0000 2 00.2010	(2006), Amd.No.2(2009)に対応
60335-2-60(H30)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー	JIS C 9335-2-60:2017	IEC 60335-2-60(2002), Amd.No.1
100335-Z-00(H30)	第2-60部:渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機	JIS C 9555-2-00.2017	
			(2004), Amd.No.2(2008)に対応
20005 0 00(1100)	器の個別要求事項	WO O 0005 0 00 0040	#FO 0000F 0 00(0000) A IN 4
60335-2-60(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-60:2016	IEC 60335-2-60(2002), Amd.No.1
	第2-60部:渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機		(2004), Amd.No.2(2008)に対応
	器の個別要求事項		平成33年7月19日まで有効
160335-2-61(H29)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-61:2017	IEC 60335-2-61(2002), Amd.No.1
	第2-61部:蓄熱形ルームヒータの個別要求事項		(2005), Amd.No.2(2008)に対応
160335-2-61(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一 第2-61部: 蓄熱形ルームヒータの個別要求事項	JIS C 9335-2-61:2006	IEC 60335-2-61(2002)に対応 平成 32 年 11 月 30 日まで有効
J60335-2-64(2020)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー	JIS C 9335-2-64:2019	IEC 60335-2-64(2002), Amd.No.1
	第2-64部:モータ駆動の業務用ちゅう(厨)房機器の個別要		(2007), Amd.No.2(2017)に対応
	求事項		
J60335-2-64(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-64:2016	IEC 60335-2-64(2002), Amd.No.1
, occos 2 o xx. 120,	第2-64部:業務用ちゅう(厨)房機器の個別要求事項		(2007)に対応
	372 0年間、木切川ファク(四)/の成品の回州文外手会		令和 5 年 9 月 30 日まで有効
J60335-2-65(H20)		JIS C 9335-2-65:2004	IEC 60335-2-65(2002)に対応
100303 2 03(1120)	第2-65部:空気清浄機の個別要求事項	013 0 9333 2 03.2004	120 00000 2 00(2002)(2)(1)
100005 0 00(1100)		NO O 000E O CO 000E	150 00005 0 00(0000)/= <del>\delta</del>
I60335-2-66(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-66:2005	IEC 60335-2-66(2002)に対応
	第2-66部:ウォータベッド用ヒータの個別要求事項		
J60335-2-67(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-67:2005	IEC 60335-2-67(2002)に対応
	第2-67部:工業用及び業務用床処理並びに床磨き機の個		
	別要求事項		
160335-2-71(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-71:2005	IEC 60335-2-71(2002)に対応
	第2-71部:動物ふ卵及び飼育用電熱器具の個別要求事項		
160335-2-73(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー	JIS C 9335-2-73:2005	IEC 60335-2-73(2002)に対応
	第2-73部:固定形浸せきヒータの個別要求事項		
160335-2-74(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー	JIS C 9335-2-74:2016	IEC 60335-2-74(2002), Amd.No.1
	第2-74部:可搬形浸せきヒータの個別要求事項		(2006), Amd.No.2(2009)に対応
60335-2-75(H29)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-75:2016	IEC 60335-2-75(2012), Amd.No.1
	第2-75部:業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要		(2015)に対応
	求事項		
J60335-2-76(H29)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-76:2017	IEC 60335-2-76(2002), Amd.No.1
,	第2-76部:電気さく用電源装置の個別要求事項		(2006), Amd.No.2(2013)に対応
I60335-2-77(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-77:2005	IEC 60335-2-77(2002)に対応
	第2-77部: 手押し式制御芝刈り機の個別要求事項		
	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー	JIS C 9335-2-78:2005	IEC 60335-2-78(2002)に対応
J60335-2-78(H20)			

100005 0 70(1100)	ウウロスバール に終せて西ケ州 四の中人州	WO O 0005 0 70 0007	150 00005 0 70(0000) A IN 1
J60335-2-79(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-79:2007	IEC 60335-2-79(2002), Amd.No.1
	第2-79部:高圧洗浄機及びスチーム洗浄機の個別要求事		(2004)に対応
100005 0 00/0010)	現	ITC O 000E 0 00 0010	150 00005 0 00(0015)/ <del>\</del>
J60335-2-80(2019)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-80:2019	IEC 60335-2-80(2015)に対応
160225 2 20(1120)	第2-80部:ファンの個別要求事項	IIC O 022E 2 00-2006	150 60335 3 90(3003)/= <del>\dagger</del>
J60335-2-80(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-80:2006	IEC 60335-2-80(2002)に対応
100005 0 01/1100)	第2-80部:ファンの個別要求事項	IIO O 000E O 01 000C	令和4年7月31日まで有効
J60335-2-81(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-81:2006	IEC 60335-2-81(2002)に対応
100005 0 00(1100)	第2-81部:足温器及び電熱マットの個別要求事項	JIS C 9335-2-82:2017	IFO CO22F 0 00(0000) A IN 1
J60335-2-82(H30)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第2-82部:サービス機器及びアミューズメント機器の個別	JIS C 9335-2-82:2017	IEC 60335-2-82(2002), Amd.No.1 (2008), Amd.No.2(2015)に対応
	第2 62 m. リーこへ機能及びアミュースメンド機能の個別 要求事項		(2006), Allid.No.2(2013)(28)(i)
J60335-2-82(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー	JIS C 9335-2-82:20025	IEC 60335-2-82(2002)に対応
000000 2 02(1120)	第2-82部:サービス機器及びアミューズメント機器の個別	010 0 3000 2 02.20020	平成 33 年 5 月 24 日まで有効
	要求事項		1 0 0 平 0 万 2 4 日本 C 有 2 7
J60335-2-83(H27)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-83:2015	IEC 60335-2-83(2001), Amd.No.1
300000 Z 00(HZ7)	第2-83部:電熱式雨どい凍結防止器の個別要求事項	0.0 0 0000 2 00.2010	(2008)に対応
J60335-2-84(2020)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー	JIS C 9335-2-84:2019	IEC 60335-2-84(2002), Amd.No.1
000000 2 04(2020)	第2-84部:トイレ機器の個別要求事項	010 0 3000 2 04.2013	(2008), Amd.No.2(2013)に対応
J60335-2-84(H30)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-84:2017	IEC 60335-2-84(2002), Amd.No.1
300000 Z 04(1100)	第2-84部:トイレ機器の個別要求事項	010 0 3000 2 04.2017	(2008), Amd.No.2(2013)に対応
	別と 0年間、1710版間の間が支が手奏		令和 5 年 9 月 30 日まで有効
J60335-2-84(H25)		JIS C 9335-2-84:2011	IEC 60335-2-84(2002)に対応
300000 Z 04(1120)	パート2:トイレとともに使用する電気機器の個別要求事項	010 0 0000 2 04.2011	平成 33 年 5 月 24 日まで有効
J60335-2-85(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-85:2005	IEC 60335-2-85(2002)に対応
700000 2 00(1120)	第2-85部:ファブリックスチーマの個別要求事項	0.0 0 0000 2 00.2000	120 00000 2 00(2002)(2)(1)
J60335-2-89(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-89:2005	IEC 60335-2-89(2002)に対応
2 30(1123)	第2-89部:業務用冷凍冷蔵機器の個別要求事項	0.0 0 0000 2 00.2000	120 0000 2 00(2002)(2),1,1,1,1
J60335-2-90(2019)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-90:2019	IEC 60335-2-90(2015)に対応
, ,	第2-90部:業務用電子レンジの個別要求事項		, ,,,,,,,,
J60335-2-90(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-90:2003	IEC 60335-2-90(2002)に対応
	第2-90部: 業務用電子レンジの個別要求事項		令和4年7月31日まで有効
J60335-2-91(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-91:2005	IEC 60335-2-91(2002)に対応
	第2-91部:電気後押し式及び手持ち式の芝刈り込み機及		
	び芝縁刈り込み機の個別要求事項		
J60335-2-92(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-92:2005	IEC 60335-2-92(2002)に対応
	第2-92部:歩行式芝生用スカリファイア及びエアレータの個		
	別要求事項		
J60335-2-94(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-94:2005	IEC 60335-2-94(2002)に対応
	第2-94部:はさみ形草刈り機の個別要求事項		
J60335-2-96(2019)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-96:2019	IEC 60335-2-96(2002), Amd.No.1
	第2-96部:室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子		(2003), Amd.No.2(2008)に対応
	の個別要求事項		
J60335-2-96(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-96:2016	IEC 60335-2-96(2002), Amd.No.1
	第2-96部:室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子		(2003), Amd.No.2(2008)に対応
	の個別要求事項		令和4年10月31日まで有効
J60335-2-98(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-98:2006	IEC 60335-2-98(2002)に対応
	第2-98部:加湿器の個別要求事項		
J60335-2-100(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-100:2007	IEC 60335-2-100(2002)に対応
	第2-100部:手持形のガーデンブロワ、バキューム及びブ		
	ロワバキュームの個別要求事項		
J60335-2-101(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-101:2016	IEC 60335-2-101(2002), Amd.No.1
	第2-101部:電気くん蒸器の個別要求事項		(2008), Amd.No.2(2014)に対応
J60335-2-102(H30)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-102:2017	IEC 60335-2-102(2004), Amd.No
	第2-102部:商用電源に接続するガス、石油及び固形燃料		(2008), Amd.No.2(2012)に対応
	燃焼機器の個別要求事項	i	1

J60335-2-102(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-102:2007	IEC 60335-2-102(2004)に対応
	第2-102部:商用電源に接続するガス、石油及び固形燃料		平成 33 年 7 月 19 日まで有効
	燃焼機器の個別要求事項		
J60335-2-105(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー	JIS C 9335-2-105:2007	IEC 60335-2-105(2004)に対応
	第2-105部:多機能シャワーキャビネットの個別要求事項		
J60335-2-106(H29)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-106:2017	IEC 60335-2-106(2007)に対応
,	第2-106部:電気カーペット及び取外し可能な床仕上げ材		1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	の下に設置する室内暖房用ヒーティングユニットの個別要求		
	事項		
J60335-2-J1(H14)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全	別紙 103	平成 32 年 11 月 30 日まで有効
000333 2 01(1114)	パート2:電気カーペット等の床敷物類の個別要求事項(3版	עיינינע 100	一次 52 年 17 月 50 日本で有効
	対応のパート1を併用する)		
100005 0 10/1100	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	IIC O 000E O 000 0000	
J60335-2-J2(H23)		JIS C 9335-2-202:2009	
100005 0 10/1100	第2-202部:電気こたつの個別要求事項	WO O 000E O 000 0000	
J60335-2-J3(H23)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-203:2009	
	第2-203部:ハードあんかの個別要求事項		
J60335-2-J4(2019)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-204:2019	
	第2-204部:床上で用いる足下暖房用電熱ボードの個別要		
	求事項		
J60335-2-J6(H14)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全	別紙 107	
	パート2:電気乾燥機器の個別要求事項(3版対応のパート1		
	を併用する)		
J60335-2-J7(H30)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー	JIS C 9335-2-207:2018	
	第2-207部:水電解器の個別要求事項		
J60335-2-J7(H21)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー	JIS C 9335-2-207:2007	平成 33 年 7 月 31 日まで有効
	第2-207部:水電解器の個別要求事項		
J60335-2-J8(H14)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全	別紙 109	平成 32 年 11 月 30 日まで有効
	パート2:電子冷蔵庫の個別要求事項(3版対応のパート1を		
	併用する)		
J60335-2-J9(H30)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー	JIS C 9335-2-209:2018	
	第2-209部:家庭用電気治療器の個別要求事項		
J60335-2-J9(H23)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-	JIS C 9335-2-209:2009	平成 33 年 7 月 19 日まで有効
	第2-209部:家庭用電気治療器の個別要求事項		
J60335-2-J10(H30)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-210:2018	
2 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	第2-210部:家庭用電気磁気治療器の個別要求事項		
J60335-2-J10(H21)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-210:2007	平成 33 年 7 月 19 日まで有効
000000 2 010(1121)	第2-210部:家庭用電気磁気治療器の個別要求事項	0.0 0 3000 2 210.2007	一
J60335-2-J11(H30)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー	JIS C 9335-2-211:2018	
300333 Z 311(H30)	第2-211部:家庭用熱療法治療器の個別要求事項	013 0 9333 2 211.2016	
100005 0 111/1101)		UC O 000E 0 011 0007	亚戊 20 年 7 日 01 日土本左軸
J60335-2-J11(H21)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-211:2007	平成 33 年 7 月 31 日まで有効 
100005 0 140(1100)	第2-211部:家庭用熱療法治療器の個別要求事項	WO O 0005 O 040 0040	
J60335-2-J12(H30)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-212:2018	
	第2-212部:家庭用吸入器の個別要求事項		
J60335-2-J12(H21)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一	JIS C 9335-2-212:2007	平成 33 年 7 月 19 日まで有効
	第2-212部:家庭用吸入器の個別要求事項		
J60400(H29)	蛍光灯ソケット及びスタータソケット	JIS C 8324:2017	IEC 60400(2008), Amd.No.1(2011),
			Amd.No.2(2014)に対応
J60432-1(H28)	白熱電球類の安全仕様ー	JIS C 7551-1:2015	IEC 60432-1(2012)に対応
	第1部:一般照明用白熱電球		
J60502-1(H21)	定格電圧1kV~30kVの押出絶縁電力ケーブル及びその附	JIS C 3667:2008	IEC 60502-1(2004)に対応
	属品一		
	定格電圧0. 6/1kVのケーブル		
J60570(H20)	ライティングダクトー	JIS C 8472:2005	IEC 60570(2003)に対応
	照明器具用ダクトの安全性要求事項		
J60598-1(H29)	照明器具一	JIS C 8105-1:2017	IEC 60598-1(2014)に対応
	第1部:安全性要求事項通則		
			•
J60598-1(H26)	照明器具一	JIS C 8105-1:2010+追	IEC 60598-1(2008)に対応

100500 0 1/1100)	0700 PP B	UO O 010E 0 10017	IFO 00500 0 1/1070) A IN 1
J60598-2-1(H29)	照明器具一 第2-1部:定着灯器具に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-1:2017	IEC 60598-2-1(1979), Amd.No.1 (1987)に対応
IG0500-2-1/L122\	第2一101. 足相対協会に関する女主任安水事項 照明器具一	JIS C 8105-2-1:1999+	
J60598-2-1(H23)	照明器共一 第2-1部: 定着灯器具に関する安全性要求事項	追補 1(2010)	IEC 60598-2-1(1979), Amd.No.1 (1987)に対応
	第2一「III」 た個別 船共に関する女主は女本事項	<b>追補 (2010)</b>	平成 32 年 11 月 30 日まで有効
J60598-2-2(H27)	照明器具一	JIS C 8105-2-2:2014	IEC 60598-2-2(2011)
J00090-2-2(H21)	第2-2部: 埋込み形照明器具に関する安全性要求事項	013 C 6100-2-2:2014	IEC 00398-2-2(2011)
J60598-2-3 (H26)	第2一2印、建込の形態明确共に関する女主任安水事項 照明器具一	JIS C 8105-2-3(2011)	IEC 60598-2-3(2002), Amd.1(2011)
J00590-2-3 (H20)	第2-3部:道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項	013 ( 6100-2-3(2011)	IEC 60098-2-3(2002), Amd.1(2011)   に対応
J60598-2-4(H29)	照明器具一	JIS C 8105-2-4:2017	IEC 60598-2-4(1997)に対応
J00090-2-4(H29)	第2-4部:一般用移動灯器具に関する安全性要求事項	013 C 6100-2-4:2017	1EC 00390-2-4(1997)(_X)(ii)
J60598-2-4(H23)	照明器具一	JIS C 8105-2-4:2003+	IEC 60598-2-4(1997)に対応
300398 2 4(1123)	第2-4部:一般用移動灯器具に関する安全性要求事項	追補 1(2010)	平成 32 年 11 月 30 日まで有効
J60598-2-5(H29)	照明器具一	JIS C 8105-2-5:2017	<u> </u>
000330 2 3(1123)	第2-5部: 投光器に関する安全性要求事項	013 0 0103 2 3.2017	120 00030 2 3(2010)(2)
J60598-2-6 (H25)	照明器具一	JIS C 8105-2-6:2011	IEC 60598-2-6(1994)
000098 Z 0(HZ3)	第2-6部:変圧器内蔵白熱灯器具に関する安全性要求事項	013 0 8103 2 0.2011	+Amd.No.1(1996)
	第2 0m. 及上面F1成口部内面共10因 9 0 文王 I 安小事項		平成 32 年 11 月 30 日まで有効
J60598-2-7(H29)	照明器具一	JIS C 8105-2-7:2011+	IEC 60598-2-7(1982), Amd.No.1
230000 2 /(1120/	第2-7部: 可搬形庭園灯器具に関する安全性要求事項	追補 1(2017)	(1987). Amd.No.2(1994)に対応
J60598-2-7(H25)	照明器具一	JIS C 8105-2-7:2011	IEC 60598-2-7(1982). Amd.No.1
200000 2 7(1120)	第2-7部:可搬形庭園灯器具に関する安全性要求事項	0.0 0 0100 2 7.2011	(1987), Amd.No.2(1994)に対応
	No. of the American Market and American States		平成 32 年 11 月 30 日まで有効
J60598-2-8(H27)	照明器具一	JIS C 8105-2-8:2014	IEC 60598-2-8(2013)に対応
	第2-8部:ハンドランプに関する安全性要求事項		
J60598-2-9(H29)	照明器具一	JIS C 8105-2-9:2011+	IEC 60598-2-9(1987), Amd.No.1
	第2-9部 写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要	追補 1(2017)	(1993)に対応
	求事項(アマチュア用)		
J60598-2-9(H25)	照明器具一	JIS C 8105-2-9:2011	IEC 60598-2-9(1987), Amd.No.1
	第2-9部 写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要		(1993)に対応
	求事項(アマチュア用)		平成 32 年 11 月 30 日まで有効
J60598-2-11 (H26)	照明器具一	JIS C 8105-2-11:2013	IEC 60598-2-11(2005)に対応
	第2-11部:観賞魚用照明器具に関する安全性要求事項		
J60598-2-12(H27)	照明器具一	JIS C 8105-2-12:2014	IEC 60598-2-12(2013)に対応
	第2-12部:電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要		
	求事項		
J60598-2-13(H27)	照明器具一	JIS C 8105-2-13:2009+	IEC 60598-2-13(2006), Amd.No1
	第2-13部:地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事	追補 1(2014)	(2011)に対応
	項		
J60598-2-14(H26)	照明器具一	JIS C 8105-2-14:2013	IEC 60598-2-14(2009)に対応
	第2-14部:管形冷陰極放電ランプ(ネオン管を含む)用照明		
	器具及び類似器具に関する安全性要求事項		
J60598-2-17(H29)	照明器具一	JIS C 8105-2-17:2011+	IEC 60598-2-17(1984), Amd.No.1
	第2-17部:舞台照明,テレビ,映画及び写真スタジオ用の	追補 1(2017)	(1987), Amd.No.2(1990)に対応
	照明器具に関する安全性要求事項		
J60598-2-17(H25)	照明器具一	JIS C 8105-2-17:2011	IEC 60598-2-17(1984), Amd.No.1
	第2-17部:舞台照明,テレビ,映画及び写真スタジオ用の		(1987), Amd.No.2(1990)に対応
	照明器具に関する安全性要求事項		平成 32 年 11 月 30 日まで有効
J60598-2-19(H29)	照明器具一	JIS C 8105-2-19:2017	IEC 60598-2-19(1981), Amd.No.1
100500-0-40/1100	第2-19部:空調照明器具に関する安全性要求事項	IIO O 0405 0 40 0045	(1987), Amd.No.2(1997)に対応
J60598-2-19(H23)	照明器具一	JIS C 8105-2-19:2010	IEC 60598-2-19(1981), Amd.No.1
	第2-19部:空調照明器具に関する安全性要求事項		(1987), Amd.No.2(1997)に対応 亚成 32 年 11 月 30 日本で有効
160E00 0 00(1100)		IIO O 0405 0 00 0047	平成 32 年 11 月 30 日まで有効
J60598-2-20(H30)	照明器具一	JIS C 8105-2-20:2017	IEC 60598-2-20(2014)に対応
J60598-2-20(H25)	第2-20部:ライティングチェーンに関する安全性要求事項 照明器具-	JIS C 8105-2-20:2011	IEC 60598-2-20(2010)に対応
000030 Z ZU(HZJ)	第2-20部:ライティングチェーンに関する安全性要求事項	010 0 0100 2 20.2011	平成 33 年 7 月 19 日まで有効
L	おと といい、フェノスノフェーンに因りの女生は女不争項	l .	1次55 千 / 月 13 日より年初

		ı	
J60598-2-21 (H30)	照明器具一	JIS C 8105-2-21:2017	IEC 60598-2-21(2014)に対応
	第2-21部:ロープライトに関する安全性要求事項		
J60598-2-22(H27)	照明器具一 第2-22部:非常時照明用照明器具に関する安全性要求事 項	JIS C 8105-2-22:2014	IEC 60598-2-22(2014)に対応
J60598-2-24 (H26)	照明器具一	JIS C 8105-2-24:2013	IEC 60598-2-24(2013)に対応
J00098-2-24 (H20)	第2-24部:表面温度を制限した照明器具に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-24:2013	IEC 00598-2-24(2013)(二次引起
J60669-1(2020)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー	JIS C 8281-1:2019	IEC 60669-1(2017)
	第1部:一般要求事項		//
J60669-1(H26)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー 第1部:一般要求事項	JIS C 8281-1:2011	IEC 60669-1(1998), Amd.No.1(1999) Amd.No.2(2006)に対応
J60669-2-1(2019)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第2-1部:電子スイッチの個別要求事項	JIS C 8281-2-1:2019	IEC 60669-2-1(2002), Amd.No.1 (2008), Amd.No.2(2015)に対応
J60669-2-1(H26)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第2-1部:電子スイッチの個別要求事項	JIS C 8281-2-1:2012	IEC 60669-2-1(2002), Amd.No.1 (2008)に対応 令和 4 年 7 月 31 日まで有効
J60669-2-2(H26)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー 第2-2部:電磁遠隔制御式スイッチ(RCS)の個別要求事項	JIS C 8281-2-2:2012	IEC 60669-2-2(2006)に対応
J60669-2-3(H26)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第2-3部:遅延スイッチ(TDS)の個別要求事項	JIS C 8281-2-3:2012	IEC 60669-2-3(2006)に対応
J60670-1(H26)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセ サリ用のボックス及びエンクロージャー 第1部:一般要求事項	JIS C 8462-1:2012	IEC 60670-1(2011)に対応
J60670-21(H29)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第21部: 懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項	JIS C 8462-21:2016	IEC 60670-21(2004), Amd.No.1 (2016)に対応
J60670-22(H29)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第22部:接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要	JIS C 8462-22:2016	IEC 60670-22(2003), Amd.No.1 (2015)に対応
J60670-31(H30)	求事項   家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第31部:合成樹脂製のボックス、エンクロージャ、その他の附属品及びケーブル配線用スイッチボックスの個別要求事項	JIS C 8462-31:2017	
J60691(2020)	温度ヒューズー要求事項及び適用の指針	JIS C 6691:2019	IEC 60691(2015), Amd.No.1(2019)
J60691(H28)	温度ヒューズー要求事項及び適用の指針	JIS C 6691:2009+追補 1 (2013)+追補 2(2016)	IEC 60691(2002), Amd.No.1(2006), Amd.No.2(2010)に対応 令和 5 年 9 月 30 日まで有効
J60730-1(2019)	自動電気制御装置- 第1部:一般要求事項	JIS C 9730-1:2019	IEC 60730-1(2013), Amd.No.1(2015) に対応
J60730-1(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置一 第1部:一般要求事項	JIS C 9730-1:2010	IEC 60730-1(1999), Amd.No.1(2003) Amd.No.2(2007)に対応
J60730-2-2(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置一 第2-2部:感熱式モータ保護装置の個別要求事項	JIS C 9730-2-2:2010	IEC 60730-2-2(2001), Amd.No.1 (2005)に対応
J60730-2-3(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置 – 第2-3部: 蛍光ランプ用安定器の感熱式保護装置の個別要 求事項	JIS C 9730-2-3:2010	IEC 60730-2-3(2006)に対応
J60730-2-4(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置 - 第2-4部:密閉形及び半密閉形の電動圧縮機用の感熱式モータ保護装置の個別要求事項	JIS C 9730-2-4:2010	IEC 60730-2-4(2006)に対応
J60730-2-5(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置一第2-5部:自動電気バーナコントロールシステムの個別要求事項	JIS C 9730-2-5:2010	IEC 60730-2-5(2000), Amd.No.1 (2004)に対応

J60730-2-6(2019)	自動電気制御装置 - 第2-6部:機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装 置の個別要求事項	JIS C 9730-2-6:2019	IEC 60730-2-6(2015)に対応
J60730-2-6(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置 - 第2-6部:機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装 置の個別要求事項	JIS C 9730-2-6:2010	IEC 60730-2-6(2007)に対応 令和4年7月31日まで有効
J60730-2-7(2019)	自動電気制御装置ー 第2-7部:タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項	JIS C 9730-2-7:2019	IEC 60730-2-7(2015)に対応
J60730-2-7(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置一 第2-7部:タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項	JIS C 9730-2-7:2010	IEC 60730-2-7(2008)に対応 令和4年7月31日まで有効
J60730-2-8(H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置一 第2-8部:電動式ウォーターバルブの個別要求事項	JIS C 9730-2-8:2004	IEC 60730-2-8(2000), Amd.No.1 (2002)に対応
J60730-2-9(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置 - 第2 - 9部: 温度検出制御装置の個別要求事項	JIS C 9730-2-9:2010	IEC 60730-2-9(2008)に対応
J60730-2-10(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置一 第2-10部:モータ起動リレーの個別要求事項	JIS C 9730-2-10:2010	IEC 60730-2-10(2006)に対応
J60730-2-11(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置ー 第2-11部:エネルギー調整器の個別要求事項	JIS C 9730-2-11:2010	IEC 60730-2-11(2006)に対応
J60730-2-12(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置一 第2-12部:電動式ドアロックの個別要求事項	JIS C 9730-2-12:2010	IEC 60730-2-12(2005)に対応
J60730-2-13(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置一 第2-13部:湿度検知制御装置の個別要求事項	JIS C 9730-2-13:2010	IEC 60730-2-13(2006)に対応
J60730-2-14(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置一 第2-14部:電気アクチュエータの個別要求事項	JIS C 9730-2-14:2010	IEC 60730-2-14(1995), Amd.No.1 (2001), Amd.No.2(2007)に対応
J60730-2-15(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置 - 第2-15部:自動電気式の空気流量,水流量及び水位検出 制御装置の個別要求事項	JIS C 9730-2-15:2010	IEC 60730-2-15(2008)に対応
J60730-2-17(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置 - 第2-17部:機械的要求事項を含む電動式ガスバルブの個 別要求事項	JIS C 9730-2-17:2010	IEC 60730-2-17(1997), Amd.No.1 (2000), Amd.No.2(2007)に対応
J60730-2-19(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置一 第2-19部:機械的要求事項を含む電動式オイルバルブの 個別要求事項	JIS C 9730-2-19:2010	IEC 60730-2-19(1997), Amd.No.1 (2000), Amd.No.2(2007)に対応
J60745-1(1 版-H14)	手持ち型電動工具の安全 パート1:一般要求事項(以下「1版対応のパート1」という。)	別紙 135	IEC 60745-1(1982)に対応
J60745-1(3.2 版-H22)	手持ち形電動工具-安全性- 第1部:通則	JIS C 9745-1:2009	IEC 60745-1(2001), Amd.No.1(2002), Amd.No.2(2003)に対応
J60745-2-1(H22)	手持ち形電動工具ー安全性ー 第2-1部:ドリル及び振動ドリルの個別要求事項	JIS C 9745-2-1:2009	IEC 60745-2-1(2003)に対応
J60745-2-2(H22)	手持ち形電動工具-安全性- 第2-2部:電動スクリュドライバ及びインパクトレンチの個別 要求事項	JIS C 9745-2-2:2009	IEC 60745-2-2(2003)に対応 令和 5 年 11 月 30 日まで有効
J60745-2-3(H22)	手持ち形電動工具-安全性- 第2-3部: グラインダ、ポリッシャ及びディスクサンダの個別 要求事項	JIS C 9745-2-3:2009	IEC 60745-2-3(2006)に対応
J60745-2-4(H22)	手持ち形電動工具-安全性- 第2-4部: ディスクタイプ以外のサンダ及びポリッシャの個別 要求事項	JIS C 9745-2-4:2009	IEC 60745-2-4(2002)に対応 令和 5 年 11 月 30 日まで有効
J60745-2-5(H22)	手持ち形電動工具一安全性一 第2-5部:丸のこの個別要求事項	JIS C 9745-2-5:2009	IEC 60745-2-5(2003)に対応
J60745-2-6(H22)	手持ち形電動工具-安全性- 第2-6部:ハンマの個別要求事項	JIS C 9745-2-6:2009	IEC 60745-2-6(2003), Amd.No.1 (2006)に対応
J60745-2-7(H14)	手持ち型電動工具の安全 パート2:不燃性液体用スプレーガンの個別要求事項(1版対 応のパート1を併用する)	別紙 142	IEC 60745-2-7(1989)に対応
J60745-2-8(H22)	手持ち形電動工具一安全性一	JIS C 9745-2-8:2009	IEC 60745-2-8(2003)に対応

			T
J60745-2-9(H22)	手持ち形電動工具一安全性一 第2-9部:タッパの個別要求事項	JIS C 9745-2-9:2009	IEC60745-2-9(2003)に対応
100745 0 44/1100		ITO O 0745 O 11 0000	150 00745 0 44/0000\/= <del>\</del>
J60745-2-11(H22)	手持ち形電動工具ー安全性ー 第2-11部:往復動のこぎり(ジグソー及びセーバーソー)の 個別要求事項	JIS C 9745-2-11:2009	IEC 60745-2-11(2003)に対応
J60745-2-12(H22)	手持ち形電動工具ー安全性ー 第2-12部:コンクリートバイブレータの個別要求事項	JIS C 9745-2-12:2009	IEC 60745-2-12(2003)に対応
J60745-2-13(H14)	手持ち型電動工具の安全	別紙 147	IEC 60745-2-13(1989), Amd.No.1
000/40/2 10(1114)	パート2:チェーンソーの個別要求事項(1版対応のパート1を併用する)	7531956 1-17	(1992)に対応
100745 0 44(1100)		IIO 0 0745 0 440000	150 00745 0 44(0000) 4 444
J60745-2-14(H22)	手持ち形電動工具一安全性一 第2-14部:かんなの個別要求事項	JIS C 9745-2-14:2009	IEC 60745-2-14(2003), Amd.No.1 (2006)に対応
J60745-2-15(H14)	手持ち型電動工具の安全	別紙 149	IEC 60745-2-15(1984)に対応
000/40 2 10(1114)	パート2:ヘッジトリマー及びグラスシャーの個別要求事項(1	<u> </u>	120 00740 2 10(1004)(CX)pp
	版対応のパート1を併用する)	maket	
J60745-2-16(H14)	手持ち型電動工具の安全 パート2:タッカーの個別要求事項(1版対応のパート1を併用	別紙 150	IEC 60745-2-16(1993)に対応
	する)		
J60745-2-17(H22)	手持ち形電動工具一安全性一 第2-17部:ルータ及びトリマの個別要求事項	JIS C 9745-2-17:2009	IEC 60745-2-17(2003)に対応
J60745-2-18(H22)	手持ち形雷動工具一安全性一	IIC O 074E 0 10:0000	IFO 60745 2 10/2002)/= ###
J60/45-2-18(H22)	手持らが電割工具   女主性   第2-18部:バンド掛け機の個別要求事項	JIS C 9745-2-18:2009	IEC 60745-2-18(2003)に対応
J60745-2-19(H22)	手持ち形電動工具ー安全性ー	JIS C 9745-2-19:2009	IEC 60745-2-19(2005)に対応
	第2-19部:ジョインタの個別要求事項		
J60745-2-20(H22)	手持ち形電動工具一安全性一	JIS C 9745-2-20:2009	IEC 60745-2-20(2003)に対応
	第2-20部:帯のこの個別要求事項		
J60745-2-21(H22)	手持ち形電動工具一安全性一	JIS C 9745-2-21:2009	IEC 60745-2-21(2002)に対応
100005 4(114.4)	第2-21部:排水管洗浄機の個別要求事項	IIO O 0000 1000	#50 00005 4(4000) A 1N 4(4000)
J60825-1(H14)	レーザ製品の安全基準	JIS C 6802:1998	IEC 60825-1(1993), Amd.No.1(1998) に対応
J60838-1 (2019)	ランプソケット類-	JIS C 8121-1:2019	IEC 60838-1(2017)に対応
	第1部:一般要求事項及び試験		
J60838-1 (H25)	ランプソケット類-	JIS C 8121-1:2011	IEC 60838-1(2004), Amd.No.1(2008)
	第1部:一般要求事項及び試験		に対応
			令和4年7月31日まで有効
J60838-2-1(H25)	ランプソケット類-	JIS C 8121-2-1:2011	IEC 60838-2-1(1994). Amd.No.1
000000 2 1(1120)	第2-1部:814形ランプソケットに関する安全性要求事項	0.0000121 2 1.2011	(1998), Amd.2(2004)に対応
160004 1/0010)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー	JIS C 8282-1:2019	
J60884-1(2019)	第1部:一般要求事項	JIS C 8282-1:2019	IEC 60884-1(2002), Amd.No.1(2006) Amd.No.2(2013)に対応
J60884-1(H28)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー	JIS C 8282-1:2010+追	IEC 60884-1(2002), Amd.No.1(2006)
	第1部:一般要求事項	補 1 (2016)	に対応
J60884-2-1(H23)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー 第2-1部:ヒューズ付きプラグの個別要求事項	JIS C 8282-2-1:2010	IEC 60884-2-1(2006)に対応
J60884-2-2(H23)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー	JIS C 8282-2-2:2010	IEC 60884-2-2(2006)に対応
J00004-2-2(H23)	第2-2部:機器用コンセントの個別要求事項	JIS C 6262-2-2.2010	IEC 00004-2-2(2000)(二次引心
J60884-2-3(H23)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー	JIS C 8282-2-3:2010	IEC 60884-2-3(2006)に対応
	第2-3部:固定配線用のインターロックをもたないスイッチ付		, , , , , , , ,
	きコンセントの個別要求事項		
J60884-2-5(H20)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー	JIS C 8282-2-5:2007	IEC 60884-2-5(1995)に対応
2 0(1120)	第2-5部:アダプタの個別要求事項	310 0 0202 2 0.2007	120 00007 2 0(1990/1CX1/IL)
J60884-2-6(H20)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー	JIS C 8282-2-6:2007	IEC 60884-2-6(1997)に対応
,	第2-6部:固定配線用インターロックをもつスイッチ付きコン		
	セントの個別要求事項		
J60884-2-J1(H20)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー	JIS C 8282-2-11:2007	
	第2-11部:引掛形などの接続器の個別要求事項		
J60947-1(2020)	低圧開閉装置及び制御装置-	JIS C 8201-1:2020	IEC60947-1(2007), Amd.No1(2010),
	第1部:通則		Amd.No.2(2014)に対応

J60947-4-1(2020)	低圧開閉装置及び制御装置一 第 4-1部:接触器及びモータスタータ:電気機械式接触器及	JIS C 8201-4-1:2020	IEC60947-4-1(2012)
	びモータスタータ		
J60950-1(H29)	情報技術機器-安全性- 第1部:一般要求事項	JIS C 6950-1:2016	IEC60950-1(2005), Amd.No1(2009), Amd.No.2(2013)に対応
J60950-22(2020)	情報技術機器-安全性- 第22部: 野外に設置する機器	JIS C 6950-22:2019	IEC 60950-22(2016)
J60968(H29)	一般照明用電球形蛍光ランプー 第1部:安全仕様	JIS C 7620-1:2017 ただし、附属書 JC を適 用しない	IEC 60968(2015)に対応
J60974-1(2020)	アーク溶接装置ー 第1部:アーク溶接電源	JIS C 9300-1:2020	IEC 60974-1(2017)に対応
J60974-1(H22)	アーク溶接装置ー 第1部:アーク溶接電源	JIS C 9300-1:2006+追 補:2008	IEC 60974-1(2005)に対応 令和 5 年 11 月 30 日まで有効
J60974-3(2020)	アーク溶接装置一 第3部:アーク起動及びアーク安定化装置	JIS C 9300-3:2020	IEC 60974-3(2019)に対応
J60974-3(H22)	アーク溶接装置ー 第3部:アーク起動及びアーク安定化装置	JIS C 9300-3:2007	IEC 60974-3(2003)に対応 令和5年11月30日まで有効
J60974-5(H25)	第5部: ワーク起動及びアーク女と代表直 アーク溶接装置 - 第5部: ワイヤ送給装置	JIS C 9300-5:2010	IEC 60974-5(2007)に対応
J60974-6(H26)	アーク溶接装置 - 第6部: 限定使用率アーク溶接装置	JIS C 9300-6:2013	IEC 60974-6(2010)に対応
J60974-7(H29)	アーク溶接装置ー 第7部:トーチ	JIS C 9300-7:2017	IEC 60974-7(2013)に対応
J60974-7(H22)	アーク溶接装置一第7部:トーチ	JIS C 9300-7:2007	IEC 60974-7(2005)に対応 平成 32 年 11 月 30 日まで有効
J60974-10(2019)	アーク溶接装置 - 第10部: 電磁両立性(EMC)要求事項	JIS C 9300-10:2018	IEC 60974-10(2014),Amd.No.1(2015)
J60974-11(H28)	アーク溶接装置ー 第11部:溶接棒ホルダ	JIS C 9300-11:2015	IEC 60974-11(2010)に対応
J60974-12(H28)	アーク溶接装置 – 第12部: 溶接ケーブルジョイント	JIS C 9300-12:2014	IEC 60974-12(2011)に対応
J60974-13(H28)	アーク溶接装置- 第13部:溶接クランプ	JIS C 9300-13:2014	IEC 60974-13(2011)に対応
J60998-1(H22)	家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具- 第1部:通則	JIS C 2814-1:2009	IEC 60998-1(2002)に対応
J60998-2-1(H22)	家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具- 第2-1部:ねじ形締付式接続器具の個別要求事項	JIS C 2814-2-1:2009	IEC 60998-2-1(2002)に対応
J60998-2-2(H22)	家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具- 第2-2部:ねじなし形締付式接続器具の個別要求事項	JIS C 2814-2-2:2009	IEC 60998-2-2(2002)に対応
J60998-2-3(H22)	家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具- 第2-3部: 絶縁貫通形締付式接続器具の個別要求事項	JIS C 2814-2-3:2009	IEC 60998-2-3(2002)に対応
J60998-2-4(H22)	家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具- 第2-4部:ねじ込み形接続器具の個別要求事項	JIS C 2814-2-4:2009	IEC 60998-2-4(2004)に対応
J61029-1(H20)	可搬形電動工具の安全性ー 第1部:一般要求事項	JIS C 9029-1:2006	IEC 61029-1(1990)に対応
J61029-2-1(H20)	可搬形電動工具の安全性- 第2-1部:丸のこ盤の個別要求事項	JIS C 9029-2-1:2006	IEC 61029-2-1(1993), Amd.No.1 (1999), Amd.No.2(2001)に対応
J61029-2-2(H20)	可搬形電動工具の安全性- 第2-2部:ラジアルアームソーの個別要求事項	JIS C 9029-2-2:2006	IEC 61029-2-2(1993)に対応
J61029-2-3(H20)	可搬形電動工具の安全性- 第2-3部:かんな盤及び一面かんな盤の個別要求事項	JIS C 9029-2-3:2006	IEC 61029-2-3(1993), Amd.No.1 (2001)に対応
J61029-2-4(H20)	可搬形電動工具の安全性- 第2-4部:卓上グラインダの個別要求事項	JIS C 9029-2-4:2006	IEC 61029-2-4(1993), Amd.No.1 (2001)に対応
J61029-2-5(H20)	可搬形電動工具の安全性- 第2-5部:帯のこ盤の個別要求事項	JIS C 9029-2-5:2006	IEC 61029-2-5(1993), Amd.No.1 (2001)に対応
J61029-2-6(H20)	可搬形電動工具の安全性ー 第2ー6部:給水式ダイヤモンドドリルの個別要求事項	JIS C 9029-2-6:2006	IEC 61029-2-6(1993)に対応

J61029-2-7(H20)	可搬形電動工具の安全性ー 第2-7部:給水式ダイヤモンドソーの個別要求事項	JIS C 9029-2-7:2006	IEC 61029-2-7(1993)に対応
J61029-2-8(H20)	可搬形電動工具の安全性ー第2-8部:単軸立面取り盤の個別要求事項	JIS C 9029-2-8:2006	IEC 61029-2-8(1995), Amd.No.1 (1999), Amd.No.2(2001)に対応
J61029-2-9(H20)	可搬形電動工具の安全性ー 第2-9部:マイタソーの個別要求事項	JIS C 9029-2-9:2006	IEC 61029-2-9(1995)に対応
J61029-2-10(H20)	可搬形電動工具の安全性ー 第2-10部:切断機の個別要求事項	JIS C 9029-2-10:2006	IEC 61029-2-10(1998)に対応
J61029-2-11(H20)	可搬形電動工具の安全性ー 第2-11部:マイタベンチソーの個別要求事項	JIS C 9029-2-11:2006	IEC 61029-2-11(2001)に対応
J61050(H29)	ネオン変圧器	JIS C 8109:2016	IEC 61050(1991), Amd.No.1(1994)に 対応
J61058-1(H29)	機器用スイッチー 第1部:一般要求事項	JIS C 4526-1:2013	IEC 61058-1(2008)に対応
J61058-2-1(H29)	機器用スイッチー 第2-1部:コードスイッチの個別要求事項	JIS C 4526-2-1:2016	IEC 61058-2-1(2010)に対応
J61084-1(H14)	電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステムー 第1部:一般要求事項	JIS C 8471-1:2000	IEC 61084-1(1991), Amd.No.1(1993) に対応
J61084-2-1(H14)	電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステムー 第2-1部:壁及び天井に取り付けることを目的とするケーブ ルトランキング及びダクティングシステムの個別要求事項	JIS C 8471-2-1:2000	IEC 61084-2-1(1996)に対応
J61084-3-1(H30)	電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステムー第3-1部:金属製線び、金属製線が用附属品及び金属製線 び用ボックスの個別要求事項	JIS C 8471-3-1:2017	
J61184(H26)	差込みランプソケット	JIS C 8122:2012	IEC 61184(2008)に対応
J61195(H29)	直管蛍光ランプー第1部:安全仕様	JIS C 7617-1:2017 ただし、附属書 JA を適 用しない	IEC 61195(1999), Amd.No.1 (2012), Amd.No.2(2014)に対応
J61199(H29)	片口金蛍光ランプー第1部:安全仕様	JIS C 7618-1:2017 ただし、附属書 JA を適 用しない	IEC 61199(2011), Amd.No.1(2012), Amd.No.2(2014)に対応
J61242(2019)	電気アクセサリー 家庭用及びこれに類する用途のケーブルリール	JIS C 8284:2019	IEC 61242(1995), Amd.No.1(2008), Amd.No.2(2015)(二対応
J61242(H14)	電気附属品ー家庭用及びこれに類するケーブルリール	別紙 188	IEC 61242(1995)に対応 令和4年7月31日まで有効
J61347-1(H29)	ランプ制御装置 - 第1部:通則及び安全性要求事項	JIS C 8147-1:2017	IEC 61347-1(2007), Amd.No.1 (2010), Amd.No.2(2012)に対応
J61347-2-1 (H25)	ランプ制御装置 - 第2-1部: 始動装置の個別要求事項(グロースタータを除く)	JIS C 8147-2-1:2011	IEC 61347-2-1(2000), Amd.No.1 (2005)
J61347-2-2 (H25)	ランプ制御装置 - 第2-2部: 直流又は交流電源用低電圧電球用電子トランス の個別要求事項	JIS C 8147-2-2:2011	IEC 61347-2-2(2000), Amd.No.1 (2005), Amd.No.2(2006)
J61347-2-3(H25)	ランプ制御装置 - 第2-3部:交流及び直流電源用蛍光灯電子安定器の個別要 求事項	JIS C 8147-2-3:2011	IEC 61347-2-3(2000), Amd.No.1 (2004), Amd.No.2(2006)に対応
J61347-2-8(H25)	ランプ制御装置 - 第2 - 8部: 蛍光灯安定器の個別要求事項	JIS C 8147-2-8:2011	IEC 61347-2-8(2000), Amd.No.1 (2006)に対応
J61347-2-9(H25)	ランプ制御装置 - 第2 - 9部: 放電灯安定器個別要求事項(蛍光灯を除く)	JIS C 8147-2-9:2011	IEC 61347-2-9(2000), Amd.No.1 (2003), Amd.No.2(2006)に対応
J61347-2-10(H29)	ランプ制御装置一 第2-10部: 管形冷陰極放電ランプ(ネオン管)の高周波動 作用電子インバータ及び変換器の個別要求事項	JIS C 8147-2-10:2017	IEC 61347-2-10(2000), Amd.No.1 (2008)に対応
J61347-2-11(H23)	ランプ制御装置 - 第2-11部: 照明器具用のその他の電子回路の個別要求事 項	JISC8147-2-11:2005	IEC 61347-2-11(2001)に対応
J61347-2-12(H28)	ランプ制御装置 - 第2-12部: 直流又は交流電源用放電灯電子安定器の個別 要求事項(蛍光灯電子安定器を除く)	JIS C 8147-2-12:2013	IEC 61347-2-12(2005), Amd.No.1 (2010)に対応

		T	1
J61347-2-13(H29)	ランプ制御装置ー	JIS C 8147-2-13:2017	IEC 61347-2-13(2014)に対応
	第2-13部:直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装		
	置の個別要求事項		
J61386-1(H26)	電線管システムー	JIS C 8461-1:2012	IEC 61386-1(2008)に対応
	第1部:通則		
J61386-21(2019)	電線管システムー	JIS C 8461-21:2019	IEC 61386-21(2002)に対応
21,221,	第21部:剛性(硬質)電線管システムの個別要求事項		120 01000 21(2002),12/3/20
J61386-21(H29)	雷線管システムー	JIS C 8461-21:2016	IEC 61386-21(2002)に対応
001000 21(1123)	第21部:剛性(硬質)電線管システムの個別要求事項	010 0 0401 21.2010	令和4年7月31日まで有効
J61386-22(2019)	電線管システムー	IIC O 0401 00 0010	
J01380-22(2019)		JIS C 8461-22:2019	IEC 61386-22(2002)に対応
101000 00(1100)	第22部:プライアブル電線管システムの個別要求事項	WO O 0404 00 0040	150 01000 00(0000)/
J61386-22(H29)	電線管システムー	JIS C 8461-22:2016	IEC 61386-22(2002)に対応
	第22部:プライアブル電線管システムの個別要求事項		令和4年7月31日まで有効
J61386-23(2019)	電線管システムー	JIS C 8461-23:2019	IEC 61386-23(2002)に対応
	第23部:フレキシブル電線管システムの個別要求事項		
J61386-23(H29)	電線管システムー	JIS C 8461-23:2016	IEC 61386-23(2002)に対応
	第23部:フレキシブル電線管システムの個別要求事項		令和4年7月31日まで有効
J61534-1(H22)	ライティングダクトー	JIS C 8473:2009	IEC 61534-1(2003)に対応
	電源用ダクトの安全性要求事項		
J61558-1(2019)	変圧器, リアクトル, 電源装置及びこれらの組み合わせの安	JIS C 61558-1:2019	IEC 61558-1(2017)に対応
	全性一		
	第1部:通則及び試験		
J61558-1(H26)	変圧器,電源装置,リアクトル及びこれに類する装置の安全	JIS C 61558-1:2008+追	IEC 61558-1(2005), Amd.1(2009)[
	性一	補 1(2012)	対応
	第1部:通則及び試験		
J61558-2-1(H26)	変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全	JIS C 61558-2-1:2012	IEC 61558-2-1(2007)に対応
	性一		120 01000 2 1(2007)(3)(1)(8)
	第2-1部:一般用の複巻変圧器及び複巻変圧器を組み込ん		
	だ電源装置の個別要求事項及び試験		
J61558-2-2(H26)	変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全	JIS C 61558-2-2:2012	IEC 61558-2-2(2007)に対応
201000 E E(1120)	性一	0.0 0 01000 2 2.2012	
	1   第2-2部:制御変圧器及び制御変圧器を組み込んだ電源装		
	置の個別要求事項及び試験		
J61558-2-3(H27)	変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全	JIS C 61558-2-3:2014	IEC 61558-2-3(2010)に対応
001000 2 3(1127)	性一	013 0 01330 2 3.2014	120 01030 2 3(2010)(2,3)(1.5)
	第2-3部:ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別		
	要求事項		
J61558-2-4(H26)		JIS C 61558-2-4:2012	IEC 61558-2-4(2009)に対応
J01336-2-4(H20)		JIS C 01556-2-4:2012	1EC 01556-2-4(2009)(_x)
	れに類する装置の安全性一		
	第2-4部: 絶縁変圧器及び絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の 周別悪力を表現が言葉を		
104550 0 5(1107)	置の個別要求事項及び試験	WO O 04550 O 5 0044	150 01550 0 5(0010)/
J61558-2-5(H27)	変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全	JIS C 61558-2-5:2014	IEC 61558-2-5(2010)に対応
	性一		
	第2-5部:かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個		
	別要求事項		
J61558-2-6(H26)	入力電圧1100V以下の変圧器、リアクトル、電源装置及び	JIS C 61558-2-6:2012	IEC 61558-2-6(2009)に対応
	これに類する装置の安全性-		
	第2-6部:安全絶縁変圧器及び安全絶縁変圧器を組み込ん		
	た電源装置の個別要求事項及び試験		
J61558-2-7(H26)	変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全	JIS C 61558-2-7:2012	IEC 61558-2-7(2007)に対応
	性一		
		i	į
	第2-7部:玩具用変圧器及び玩具用変圧器を組み込んだ電		
	第2-7部:玩具用変圧器及び玩具用変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験		
J61558-2-8(H27)		JIS C 61558-2-8:2014	IEC 61558-2-8(2010)に対応
J61558-2-8(H27)	源装置の個別要求事項及び試験	JIS C 61558-2-8:2014	IEC 61558-2-8(2010)に対応

J61558-2-9(H21)	変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全	JIS C 61558-2-9:2008	IEC 61558-2-9(2002)に対応
	性一		
	第2-9部:白熱電球のクラスIIハンドランブ用変圧器の個別 要求事項		
J61558-2-12(H21)	変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全	JIS C 61558-2-12:2008	IEC 61558-2-12(2001)に対応
	性一		
	第2-12部:定電圧変圧器の個別要求事項		
J61558-2-13(H26)	入力電圧1100V 以下の変圧器, リアクトル, 電源装置及び	JIS C 61558-2-13:2012	IEC 61558-2-13(2009)に対応
	これに類する装置の安全性ー		
	第2-13部:単巻変圧器及び単巻変圧器を組み込んだ電源		
	装置の個別要求事項及び試験		
J61558-2-15(H14)	変圧器、電源装置及びこれに類する機器の安全性	<u>別紙 197</u>	IEC 61558-2-15(1999)に対応
	パート2-15: 医療施設の電源用アイソレート型絶縁変圧器		
	に関する特別要求事項		
J61558-2-16(H26)	入力電圧1100V 以下の変圧器, リアクトル, 電源装置及び	JIS C 61558-2-16:2012	IEC 61558-2-16(2009)に対応
	これに類する装置の安全性ー		
	第2-16部:スイッチモード電源装置及びスイッチモード電源		
	装置用変圧器の個別要求事項		
J61558-2-19(H21)	変圧器,電源装置,リアクトル及びこれに類する装置の安全	JIS C 61558-2-19:2008	IEC 61558-2-19(2000)に対応
	性一		
	第2-19部:じょう(擾)乱減衰用変圧器の個別要求事項		
J61558-2-20(H21)	変圧器,電源装置,リアクトル及びこれに類する装置の安全	JIS C 61558-2-20:2008	IEC 61558-2-20(2000)に対応
	性一		
	第2-20部:小形リアクトルの個別要求事項		
J61558-2-23(H21)	変圧器,電源装置,リアクトル及びこれに類する装置の安全	JIS C 61558-2-23:2008	IEC 61558-2-23(2000)に対応
	性一		
	第2-23部:建築現場用変圧器の個別要求事項		
J62133(H28)	ポータブル機器用二次電池(密閉型小型二次電池)の安全性	JIS C 8712:2015	IEC 62133(2012)に対応
J62368-1(2020)	オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器ー	JISC62368-1:2018十追	IEC 62368-1(2014)に対応
	第1部:安全性要求事項	補 1(2019)	
J62560(H30)	一般照明用電球形LEDランプ(電源電圧50V超)ー安全仕様	JIS C 8156:2017	IEC 62560(2011), Amd.1(2015)に対
160610/0010)		IIC O 071E 0:0010	応 IFO 60610(2017)/= 計序
J62619(2019)		JIS C 8715-2:2019	IEC 62619(2017)に対応
100041 1/0000)	第2部:安全性要求事項 手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用	IIC O 00041 1 0000	VEO 00041 1/0014)
J62841-1(2020)		JIS C 62841-1:2020	IEC 62841-1(2014)
	電動機械の安全性一 第1部:通則		
100041 0 0/0000)		IIC O 00041 0 0 0000	VEO COOM 0 0(0014)
J62841-2-2(2020)	手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用	JIS C 62841-2-2:2020	IEC 62841-2-2(2014)
	電動機械の安全性一		
	第2-2部:手持形電気スクリュードライバ及びインパクトレン		
100041 0 4/0000)	チの個別要求事項	IIC O 00041 0 4 0000	VEO COOM O 4(0014)
J62841-2-4(2020)	手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性一	JIS C 62841-2-4:2020	IEC 62841-2-4(2014)
	第2-4部: ディスク形以外のサンダおよびポリッシャの個別		
171001/2010\	要求事項	IIC O 2010-2010	
J71001(2019)	電線及び電気温床線の安全に関する要求事項	JIS C 3010:2019	
J73001-1(H27)	配線用ヒューズ通則	JIS C 8352:2015	
J73001-2-1(H29) J73001-2-2(H27)	配線用つめ付きヒューズ 配線用筒形ヒューズ	JIS C 8313:2016	
		JIS C 8314:2015	
		ITC C 0210-2010	
J73001-2-3(H29)	配線用栓形ヒューズ	JIS C 8319:2016	
J73001-2-3(H29) J74001(2019)	配線用栓形ヒューズ 配線器具の安全性	JIS C 8300:2019	
J73001-2-3(H29) J74001(2019) J75001(H29)	配線用栓形ヒューズ 配線器具の安全性 電流制限器		
J73001-2-3(H29) J74001(2019)	配線用栓形ヒューズ 配線器具の安全性	JIS C 8300:2019	

J8528-8(H16)	往復動内燃機関駆動による交流発電装置パート8:低出力発電装置に対する要求事項及び試験	別紙 199	International Standard Organization 規格(以下「ISO」という。) <mark>8</mark> 528- 8(1995)に対応 令和 5 年 9 月 30 日まで有効
J8528-13(2020)	往復動内燃機関駆動式交流発電装置- 第13部:安全性	JIS B 8009-13:2018	ISO 8528-13(2016)に対応

<sup>※</sup>本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

## 表2. 雑音の強さに関する基準

基準			# *
基準番号	表題	本文※	<del>─</del>
J55001(H27)	雑音の強さの規定	別紙 200(H27)	平成 32 年 11 月 30 日まで有効
J55011(H27)	工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測 定法	別紙 200 の 2(H27)	CISPR 11(2009:5th), Amd.No.1(2010)に対応
J55013(H22)	音声及びテレビジョン放送受信機並びに関連機器の無線 妨害波特性の許容値及び測定法	別紙 201	CISPR 13(2001:4th), Amd.No.1(2003), Amd.No.2(2006)に 対応 平成 32 年 11 月 30 日まで有効
J55014-1(H27)	家庭用電気機器、電動工具及び類似機器からの妨害波の 許容値及び測定法	別紙 202(H27)	CISPR 14-1(2005:5th), Amd.No.1 (2009)に対応
J55015(H29)	電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び 測定法	<u>CISPRJ 15(2017)</u>	CISPR 15(2013:8th)に対応
J55015(H20)	電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び 測定法	別紙 202 の 2	CISPR 15(2000:6th:3rd), Amd.No.1 (2001), Amd.No.2(2002)に対応 平成 32 年 11 月 30 日まで有効
J55022(H22)	情報技術装置からの妨害波の許容値及び測定法	別紙 203	CISPR 22(2005:5th), Amd.No.1(2005), Amd.No.2(2006)に 対応 平成 32 年 11 月 30 日まで有効
J55032(H29)	マルチメディア機器の電磁両立性 ーエミッション要求事項 –	<u>CISPRJ 32(2017)</u>	CISPR 32(2015:2nd)に対応

<sup>※</sup>本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

なお、次の表の左欄に掲げる電気用品であって、上記の表2に示す基準(J55001 は除く。)が適用されないものは、表の右欄に掲げる基準に適合しなければならない。

### 表

イ 配線器具	別表第十 第5章(光電式自動点滅器を除く)
ロ 携帯発電機	別表第十 第 9 章
ハ イ及びロに掲げるもの以外のもの	別表第十 第2章から第8章までの該当する章

## 表3. 遠隔操作機構を有するものに関する基準

基準			
基準番号	表題	本文	備考
J1000(H14)	遠隔操作機構を有するものに対する要求事項	別紙 204	

## 表4. 経年劣化による注意喚起表示

基準		/# <del>*</del>	
基準番号	表題	本文	備考
J2000(H20)	経年劣化による注意喚起表示に対する要求事項	別紙 205	

## 表 5. 事故未然防止に係る安全基準

基  準		/# <del>**</del>	
基準番号	表題	本文	備考
J3000 (H25)	事故未然防止に係る安全基準	別紙 206	